

令和6年度
既存建築物省エネ化推進事業

募集要領

令和6年4月

提案応募及び補助金を受給される皆様へ

本補助金は、国庫補助金である公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、補助金に係る虚偽や不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し提案応募をされる方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」をよくご理解の上、以下の点についても十分にご理解された上で、提案応募及び補助金の受給に関する手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

本募集要領や採択後に通知する補助金交付の手続きに関する規程・マニュアル等で定められる義務が果たされないときは、改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定の取り消しを行う場合があります。

- 1 提案応募者及び補助金交付申請者が提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述、事実と異なる内容の記載を行わないでください。
- 2 国土交通省及び補助金交付の事務事業者から資料の提出や修正を指示された際は、速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、交付決定の取り消し等を行うことがあります。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助事業に関し不正行為、重大な誤り等が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額を返還していただきます。
- 5 補助金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 6 採択又は交付決定された事業内容からの変更は、原則、認められません。
- 7 補助事業にかかわる資料（提案応募並びに交付申請に関わる書類、その他経理に関わる帳簿及び全ての証拠書類）等は、事業完了の属する年度の終了後5年間、保存していただく必要があります。
- 8 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊しすることをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について、大臣の承認を受けなければなりません。
- 9 事業完了後も、本募集要領に規定するエネルギー使用量等の報告や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。

目次

1. 事業の概要	1
1. 1 事業の趣旨	1
1. 2 公募する事業の種類	1
2. 応募方法	1
2. 1 公募・事業登録期間	1
2. 2 問い合わせ先、資料の配付	1
2. 3 提出方法	2
2. 3. 1 事業登録の方法	2
(1) 事業登録の内容	2
(2) 留意点	2
2. 3. 2 応募書類の提出方法	3
3. 事業内容	4
3. 1 事業の要件	4
3. 2 対象事業者	6
3. 2. 1 提案者	6
3. 2. 2 補助を受ける者	6
3. 3 補助額	6
3. 3. 1 省エネルギー改修工事に係る補助額	6
(1) 建設工事等に係る補助額	7
(2) エネルギー使用量の計測等に係る補助額	8
(3) 省エネルギー性能の表示に係る補助額	8
(4) 附帯事務費	9
(5) 標準単価方式による補助額	9
(6) 補助限度額	10
(7) その他	10
3. 3. 2 バリアフリー改修工事に係る補助額	10
(1) バリアフリー改修工事に係る補助額	10
(2) 附帯事務費	11
(3) 補助限度額	11
(4) その他	11
4. 事業の実施方法	12
(1) 提案公募	12
(2) 補助金交付	12
4. 1 提案公募	12

4. 1. 1	公募	12
(1)	省エネルギー改修工事の内容	12
(2)	省エネルギー改修工事の範囲	13
(3)	省エネルギー改修工事の省エネ効果	13
(4)	エネルギー使用量の計測・管理の内容	13
(5)	バリアフリー改修工事の内容	13
(6)	補助対象となる部分の経費の内訳	13
4. 1. 2	審査結果	13
4. 2	補助金交付	13
4. 2. 1	交付申請	14
4. 2. 2	申請の制限	14
4. 2. 3	交付決定	14
4. 2. 4	補助事業の計画変更	15
4. 2. 5	実績報告及び額の確定	15
4. 3	事業中及び事業完了後の留意点	16
4. 3. 1	取得財産の管理等について	16
4. 3. 2	建築物の解体撤去または建て替えについて	16
4. 3. 3	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	16
4. 3. 4	実績の報告	16
4. 3. 5	その他	17
5.	情報の取り扱い等について	17
5. 1	事業成果等の公表	17
5. 2	個人情報の使用・利用目的	18
6.	提出書類	18
6. 1	提出先	18
6. 2	提出部数	18
6. 3	提出書類	18
	提案申請書 様式	30
	参考 補助事業に関する宣誓書	67

(別冊) 提案募集に関するQ & A

募集要領に関して、Q & A等の追加的な説明を2. 2のホームページに掲載しますのでご確認のうえ応募ください。

1. 事業の概要

1. 1 事業の趣旨

「既存建築物省エネ化推進事業（以下、「本事業」という）」は、建築物ストックの省エネルギー改修等を促進するため、民間事業者等が行う省エネルギー改修工事や省エネルギー改修工事に加えて実施するバリアフリー改修工事に対し、改修後の省エネ性能を表示すること等を要件に、予算の範囲において、国が当該事業の実施に要する費用の一部について支援し、既存建築物ストックの省エネ化の推進及び関連投資の活性化を図ることを目的とします。

1. 2 公募する事業の種類

既存のオフィスビル等の住宅以外の建築物（以下、「非住宅」という。）の改修

※ 躯体（外皮）や建築設備の省エネルギー改修工事、及び省エネルギー改修工事に加えてバリアフリー改修工事を実施するものを対象とします。

※ 本事業は、躯体（外皮）や建築設備の改修工事に対し補助するものであり、外皮の断熱性能を高めたり、設備等を省エネルギー性能の高いものに更新する工事等が対象です。ただし、高機能換気設備（給気と排気との間で熱交換を行うことで空調効率の低下防止を図る換気設備をいう。以下同じ。）を設置する場合は、換気経路を確保するための躯体又は外皮改修で足りるものとし、断熱性能を高める躯体改修は必須としません。

※ 省エネルギー改修工事には、エネルギー使用量の計測・管理及び省エネルギー性能の表示に係る工事等を含みます。

※ 工場・実験施設・倉庫等の生産用設備を有する建築物の改修、後付の家電等の交換は対象外とします。

※ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条に規定する風俗営業等）を目的とした施設・設備は原則として対象外とします。

2. 応募方法

2. 1 公募・事業登録期間

公募・事業登録期間：令和6年4月24日（水）～令和6年5月29日（水）

2. 2 問い合わせ先、資料の配付

質問・相談については、原則として、電子メール（またはファックス）でお願いします。形式的な質問を除き、応募検討者全員に対し回答が必要な事項については、Q&Aとしてホームページに回答を掲載するとともに、質問者に回答させていただきます。

募集要領・応募様式は、下記のホームページからダウンロードすることが可能です。また、下記の問い合わせ先でも配付します（郵送依頼は不可）。

(本事業のホームページ)

既存建築物省エネ化推進事業

<http://hyoka-jimu.jp/kaishu/>

※募集要領・提案募集に関するQ&A、応募様式のダウンロードが可能

(問い合わせ先)

既存建築物省エネ化推進事業評価事務局

メールアドレス：kaishu@hyoka-jimu.jp

FAX : 03-3222-7722

2. 3 提出方法

応募にあたっては事業登録のうえ、応募書類を提出してください。

2. 3. 1 事業登録の方法

応募にあたり、本事業のホームページにて、応募者、事業概要等について、下記のとおり事業登録をしてください。

(1) 事業登録の内容：事業名、提案者、事務連絡先、事業の実施場所、省エネルギー改修工事等
事業の概要など

(2) 留意点

- ① 事業登録のみでは、正式な応募とはなりません。6. に記載のとおり、必要書類を揃えて、応募書類を提出してください。
- ② 事業登録では、省エネ改修等の事業内容についても登録していただきますので、省エネ改修等の事業内容が未確定の段階では登録できません。また、同一建物について、複数の事業登録は受け付けません。
- ③ 事業登録の受付後に、電子メールで応募番号を応募者に通知します。応募書類には、必ず通知された応募番号を記入してください。また、事業登録時に登録内容を確認画面として表示しますので、確認画面を印刷し、応募書類「様式2-1」に添付していただきます。
- ④ 事業登録には、応募番号を通知するために、電子メールのアドレス登録が必要となります。登録いただいた電子メールアドレスは、応募番号の通知のほか、審査や審査結果等についての事務連絡などにも使用させていただきますので、確実に連絡がとれる電子メールアドレスを登録してください。

※電子メールアドレスがない場合などは、6. 1に記載の提出先にご相談ください。

< 事業登録の内容 >

1. 提案者及び事務連絡先

事業名			
提案者名	建築主		(代表提案者 <input type="checkbox"/>)
	リース事業者		(代表提案者 <input type="checkbox"/>)
	ESCO事業者		(代表提案者 <input type="checkbox"/>)
	その他		(代表提案者 <input type="checkbox"/>)
代表提案者	所属	法人名	フリガナ
		部署	役職
	代表者	氏名	フリガナ
事務連絡先	区分 (選択)	<input type="checkbox"/> 提案者 <input type="checkbox"/> 事務代行者	
	所属	法人名	フリガナ
		部署	役職
	担当者	氏名	フリガナ
	住所	郵便番号	
		住所	
	連絡先	E-mail	
電話番号			
FAX番号			

2. 応募する省エネ改修工事の概要

(1) 補助事業の実施場所

建物名		
所在地		
建築概要	延床面積: m ²	階数: 地上 階 / 地下 階
建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他 ()	

(2) 省エネ改修の概要 (その他の場合は工事内容を記載すること)

躯体改修	<input type="checkbox"/> 開口部 <input type="checkbox"/> 屋根・外壁 <input type="checkbox"/> 日射遮蔽 <input type="checkbox"/> その他 ()
設備改修	<input type="checkbox"/> 空調設備 <input type="checkbox"/> 換気設備 <input type="checkbox"/> 照明設備 <input type="checkbox"/> 給湯設備 <input type="checkbox"/> 昇降設備 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()

3. 上記のほか、まとめて提案する予定の建物の有無

複数棟の提案の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (上記2を含めた合計建物数 非住宅 棟)
-----------	---

2. 3. 2 応募書類の提出方法

郵送※のみ受付いたします。提案者に対して受領した旨の連絡は行いませんので、提案者自身で確認できる方法で申し込みをしてください。

郵送時の封筒等に必ず事業登録時に通知された「応募番号」を記載し、「既存建築物省エネ化推進事業 応募書類在中」の旨を記載してください。(公募締切後の応募書類の差し替えは固くお断りします。)

※ 郵送のほか、宅配等での応募書類の提出も可としますが、いずれの場合も送付する封筒にて必ず郵送時の消印に相当する書類発送日(配送事業者の受付日等)が分かる手段としてください。書類発送日の確認ができない場合は受理できない場合もありますので、ご留意ください。

3. 事業内容

3. 1 事業の要件

応募にあたっては、下記の①～⑨の要件を全て満たす必要があります。

- ① 躯体（外皮）の省エネ改修を行うものであること。ただし、高機能換気設備を設置する場合は、換気経路の確保等の躯体又は外皮の改修で足りるものとし、断熱性能を高める躯体改修は必須としない。
- ② 建物全体におけるエネルギー消費量が、改修前と比較して 20%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事を実施するものであること。ただし、躯体（外皮）の改修面積割合が20%を超える場合は、15%以上の省エネ効果とする。なお、高機能換気設備を設置する場合は、設置する当該階単位においてエネルギー消費量が改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事を実施することも可とする（※1、※2、※3）。
- ③ 改修後に一定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと（※4、※5）。
- ④ 改修後の建築物の省エネルギー性能を表示すること（※6）。
- ⑤ エネルギー使用量の実態を把握する計測を行い、継続的なエネルギー管理、省エネルギー活動に取り組むものであること（※7）。
- ⑥ 省エネルギー改修工事とバリアフリー改修工事に係る事業費の合計が500万円以上であること。（ただし、複数の建築物における事業をまとめて提案し、上記事業費以上となる場合も可とする）
- ⑦ 改修後に耐震性を有すること（※8）。
- ⑧ 採択年度中に着手し、原則として当該年度に事業を完了するものであること（※9）。
- ⑨ 事例集等への情報提供に協力すること（※10）。

※1 改修工事を伴わず、エネルギー使用量の計測等のみを行う事業は対象外です。

※2 省エネ効果の評価においては、エネルギー管理等によって設備の運用を改善すること等の効果は含みません。

※3 太陽光発電設備は、補助の対象となりません。また、導入に伴う発電量を省エネ効果に加えることはできません。

※4 一定の省エネルギー性能に関する基準とは、平成27年7月に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律^{*}（平成27年法律第53号）」（以下、「建築物省エネ法」という）第2条第3号の規定に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（経済産業省令・国土交通省令第1号、平成28年1月29日）」において、既存建築物の一次エネルギー消費量基準（平成28年4月1日時点で現に存するものは基準エネルギー消費量の1.1倍、それ以外は1.0倍以下であること）を満たすことをいいます。

※建築物省エネ法に関する資料は、下記のホームページに掲載しておりますので参照ください。

「国土交通省 建築物省エネ法のページ」

(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)

※5 採択されたプロジェクトは、当該建築物が改修後に所定の省エネルギー性能であるこ

との第三者評価を受け、評価結果を、4. 2. 5に記載の「完了実績報告書」と併せて提出していただきます。提出された第三者評価の評価結果が、所定の省エネルギー性能を満足していない場合、補助金の交付を受けることができませんのでご留意ください。第三者評価は、BELS※による評価結果またはこれと同等のものを提出いただくこととします。

※「BELS」（建築物省エネルギー性能表示制度）は、国土交通省が制定した「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」において第三者認証制度の一つとして位置づけられたラベリング制度です。詳細は下記のホームページを参照してください。

「国土交通省 建築物省エネ法の表示制度のページ」

(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000114.html)

「一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 建築物省エネルギー性能表示制度について」
(<https://www.hyoukakyukai.or.jp/bels/bels.html>)

※6 改修工事の完了後に、第三者評価を受けた省エネルギー性能を表示していただきます。表示方法は、当該建築物にプレート等を設置することなどとなります。また、4. 2. 5に記載の「完了実績報告書」において、省エネルギー性能を表示している様子が分かる書類を提出していただきます。

※7 建物全体または設備単体等のエネルギー使用量の実態を把握するために必要となる計測が対象となります。ただし、実態を把握する方法は提案者が提案する方法とし、新たに計測設備を設置せずに実態を把握できる場合は、計測設備の設置は不要です。

(例)・エネルギー事業者からの料金請求書等に記載されている使用量を建物全体のエネルギー使用量として集計し、月別の傾向や対前年との比較、エネルギー消費原単位※等により継続的な管理を行う

- ・改修した設備のエネルギー使用量を計測し、設備単体の運用状況や建物全体のエネルギー使用量に対する割合等を把握する
- ・設備毎のエネルギー使用量を計測し、設備毎の運用状況や建物全体のエネルギー使用量の内訳等を把握する
- ・エネルギー使用量が見える化するシステムの活用等により、各種設備の運用状況やエネルギー使用量等を把握する

※エネルギー消費原単位：エネルギー使用量を、建物床面積等で除したものでエネルギー使用量の管理の指標となるもの

※8 『耐震性を有する』とは新耐震基準（昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令第3章および第5章の4に規定する基準をいう。）に適合、又は、耐震改修促進法に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」（平成18年国土交通省告示185号）に適合しているものを表します。

※9 原則として、補助対象工事等を含む契約は採択日以降に締結し、当該年度中に着手するものを補助事業等の対象とします。採択時点で、すでに着手または契約を締結しているものは対象となりません。また、原則として年度内に事業の実績に係る報告が必

要となりますので、「4. 2. 5 実績報告及び額の確定」をご参照ください。

※10 事業完了後のアンケート調査票の提出や、事例集等への情報提供に協力いただきます。「4. 3. 4 実績の報告」についてもご確認下さい。

なお、「環境モデル都市、環境未来都市、SDG s 未来都市」及び「脱炭素先行地域」に立地するプロジェクトや、「スマートシティモデル事業」および「エコスクール・プラス」で採択されたプロジェクトの提案については、評価において考慮しますので、当該都市の計画書に示された方針等との関連性を本事業の申請書「様式3-1」において説明してください。

「環境モデル都市、環境未来都市、SDG s 未来都市」(<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/index.html>)

「脱炭素先行地域」(<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/>)

「スマートシティモデル事業」(http://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko_tk_000040.html)

「エコスクール・プラス」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/1289498.htm)

3. 2 対象事業者

3. 2. 1 提案者

本補助金の交付を受けて事業を行う、次に掲げる者が提案者となります。また、事業を行う者のグループでの提案も可能です。

- ・省エネルギー改修工事を行う建築主等（民間事業者等）
- ・建築主と一体的に又は連携して省エネルギー改修工事を行う者等（ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等）

同一建物における省エネ改修工事は、一つの提案として応募してください。同一建物にて複数の応募があった場合は、全ての応募が無効になりますので、ご注意ください。

提案時に補助対象となる建物は、確定していることが必要ですので、ご注意ください。

なお、補助金の交付ではなく、評価のみを目的とする応募は認めておりません。

3. 2. 2 補助を受ける者

原則、提案者と補助を受ける者は同一者とします。ただし、特段の理由があり、補助を受ける者の合意がある場合などは、補助を受ける者でない者が事務代行者[※]として応募することも可能です。なお、グループで提案する場合には、補助金の交付手続きを行う代表者を決めていただきます。

※事務代行者として応募する場合は、採択後の交付申請時に、補助を受ける者が事務代行者に対して委任状を提出する必要があります。

3. 3 補助額

3. 3. 1 省エネルギー改修工事に係る補助額

省エネルギー改修工事に係る補助額は、次の（1）に掲げる建設工事等に係る補助額、（2）に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る補助額、（3）に掲げる省エネルギー性能の表示に係る補助額及び（4）に掲げる附帯事務費の合計です。

なお、建築物の改修による省エネ効果に応じて設定した標準単価によって簡易に補助金額を

算定する方法（以下、「標準単価方式」という。）でも応募可能であり、（５）に掲げる標準単価方式によって算出した額を補助額とすることも可能です。

（１）建設工事等に係る補助額

① 補助額

建設工事等に係る補助金の額は、１）～２）の費用の合計の３分の１以内の額とします。（ただし、開口部の日射調整フィルムの工事に係る補助金の額は、当該費用の６分の１以内の額とします（日射調整フィルムの工事費のうち、２分の１の額を補助対象とし、この補助対象費用に対し、３分の１以内の額を補助します。）。）

１）工事費

躯体（外皮）の省エネルギー改修工事^{※1}に要する費用、設備の附帯工事費。

２）設備費

原則として、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」の第１条に定める建築設備の設備費。

② 補助対象とならないもの

次の建設工事等は、補助対象となりません。

１）建築主が分離して購入可能な後付の家電に類するもの

- ・ 冷暖房器具のうち、家庭用エアコン、蓄熱電気暖房機、FF式暖房機等
- ・ 壁掛け式熱交換型換気設備^{※2}
- ・ 浴室・衛生関連設備のうち、ユニットバス、トイレ等の節水器具、シャワーヘッドの交換、温水暖房便座、食器洗浄機等
- ・ 調理器具（ガスコンロ、IHクッキングヒーター等）
- ・ 照明器具のうち、容易に脱着ができる照明器具（引掛シーリング等）、プラグで接続する照明器具、電球の交換など工事を伴わない器具の交換 等

２）専用形非常灯、避難口誘導灯、通路誘導灯

３）外灯、看板など屋外に設置する照明設備

４）遮熱シート、屋上緑化他これに類するもの

５）原則として、高効率変圧器や非常用発電機など、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」の第１条に定める建築設備以外のもの（ただし、建築設備の省エネルギー改修工事に付帯する工事を除く）

６）太陽光発電設備

７）蓄電池

※1 躯体（外皮）の省エネルギー改修工事としては、屋根・外壁等（断熱、遮熱塗料）、開口部（複層ガラス、二重サッシ等）、日射遮蔽（庇、ルーバー等）、日射調整フィルム等、躯体（外皮）の改修を伴うものを想定しています。なお、遮熱塗料、日射調整フィルムについては、それぞれ下記に示す事項のすべてを満足するものを補助対象とします。

a. 遮熱塗料

- １）JIS K 5675:2011（屋根用高日射反射率塗料）認定品または同等の性能を満足するものであること

b. 日射調整フィルム

- 1) JIS A5759:2016 (建築窓ガラス用フィルム) で規定される日射調整フィルムの遮蔽係数、可視光線透過率、耐候性の性能を満足することが、第三者の客観的な評価によって示されているものであること^{注1)}
- 2) 改修前と改修後の冷房負荷及び暖房負荷について、低減量及び増加量がシミュレーション計算等により確認されており、改修後の熱負荷が低減されていること
- 3) フィルムの施工箇所について、メーカー等の熱割れ計算によって、熱割れの可能性が低いことが確認されていること
- 4) 一定期間の経過後に貼り替えの必要が生じる可能性があること、金属を使用しているフィルムについては電波障害を伴う可能性があるなど、日射調整フィルムの特性が建築主等に明示され、了解されていること
- 5) 「ガラス用フィルム施工技能士^{注2)}」の技術資格を有するもの若しくはこれと同等と認められる技能を有するものによる施工であること
- 6) 国内での施工実績を有するものであること

なお、上記5)については、応募時点で施工者が未定であっても提案は可能ですが、採択後の交付申請時に5)を満足することを確認し、これに反する場合は採択の取り消しとなる場合がありますので、ご注意ください。

注1) 遮蔽係数、可視光線透過率、耐候性の計測・試験方法は、JIS A5759:2016(建築窓ガラス用フィルム) によるものとする。

注2) 職業能力開発促進法による1級または2級ガラス用フィルム施工技能士をいう。

※2 1台の換気設備に合計1m未満のダクトしか使用していないもので、外壁に設置するパイプ用ファン等が設けられている換気設備とする。

(2) エネルギー使用量の計測等に係る補助額

① 補助額

エネルギー使用量の計測等に係る補助金の額は、1)～2)の費用の合計の3分の1以内の額とします。ただし、エネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費が100万円を超える場合は、1事業あたり建設工事等に係る事業費の10%の額と当該補助対象事業費のいずれか低い額とし、100万円以下の場合は、当該補助対象事業費の額とします。なお、複数棟をまとめて提案する場合は、建物毎に補助金の額を算定してください。

1) 工事費 (機器設置費等)

・ 計測機器等の設置に係る費用

2) 設備費 (計測機器費)

・ センサー、データロガー、データ収集・分析等のエネルギー管理に係るソフトウェア等

② 補助対象とならないもの

次の費用は、補助対象となりません。

・ エネルギー計測・管理システムの運用に係る費用 (電力費、通信費、分析費、ソフトウェアライセンス維持費等)

(3) 省エネルギー性能の表示に係る補助額

① 補助額

省エネルギー性能の表示に係る補助額は、設計一次エネルギー消費量、B E I等の計算に要する費用、所定の省エネルギー性能であることの第三者評価を受ける申請費用※（審査費用、申請書作成代行費用等）及び評価結果を表示するための費用（プレート代、シール代等）の合計の3分の1以内の額とします（ただし、採択後に契約するものに限る）。

※B E L S以外の第三者評価を受ける場合は、B E L S評価で同様の評価手法を用いた場合の申請費用を上限とします。

② 補助対象とならないもの

次の費用は、補助対象となりません。

- ・採択前に実施する設計一次エネルギー消費量、B E I等の計算に要する費用
- ・採択前に省エネルギー性能の第三者評価を受ける申請費用及び評価結果を表示するための費用

(4) 附帯事務費

別表1. 1に掲げる経費について、本事業の遂行に必要なとなる経費の実績額に基づいて、上記の(1)に掲げる建設工事等に係る補助額（国費）、(2)に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る補助額（国費）と(3)に掲げる省エネルギー性能の表示に係る補助額（国費）の合計額の2.2%以内の額を、附帯事務費として補助します。

なお、別表1. 2に掲げる経費は、補助の対象とならないため、ご注意ください。

※採択後の補助金交付の手続きでは、附帯事務費として認められた経費について、領収書等で支払いを証明していただくことで附帯事務費が支払われます。

(5) 標準単価方式による補助額

標準単価方式による場合、補助金の額は、別表2に掲げる当該建築物の省エネ効果に応じた標準単価に、当該建築物の延べ面積を乗じて算出した額の3分の1の額とします。

また、補助額は、採択後の交付申請において補助対象工事を上記(1)から(3)に掲げる項目及び(1)から(3)以外の省エネルギーに関する工事並びにそれらの設計費に特定していただき、その費用の合計（以下、「総事業費」という。）に0.85を乗じて算出した額の3分の1以下の額とします。補助対象工事を特定する場合、上記(1)の②に掲げる建設工事等、同(4)に掲げる附帯事務費は対象外とします。

補助額 = 延べ床面積¹⁾ × 省エネ効果に応じた標準単価²⁾ × 1/3 ≤ 総事業費³⁾ × 0.85 × 1/3

1) 補助申請する当該建物の延べ床面積(m²)

(申請建物の延べ床面積を証明するため建築確認申請書のコピーを提出してください。)

2) 別表2に掲げる省エネ効果に応じた標準単価

3) 下記費用の合計

- (1) に掲げる省エネルギー改修工事等の費用
- (2) に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る費用
- (3) に掲げる省エネルギー性能の表示に係る費用

- d. (1)～(3)以外の省エネルギーに関する工事費用
- e. 上記 a.～d.に関する設計費

なお、提案申請時は省エネ計算の算定結果に応じて別表2に掲げる標準単価を選択することで応募できますが、採択以降は、当該方式から変更することはできませんので、ご注意ください。

(6) 補助限度額

上記の(1)に掲げる建設工事等に係る補助額(国費)、(2)に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る補助額(国費)、(3)に掲げる省エネルギー性能の表示に係る補助額(国費)及び(4)に掲げる附帯事務費の合計額について、1事業あたり5,000万円を補助限度額とします。うち、(1)に掲げる建設工事等に係る補助額(国費)及び(2)に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る補助額(国費)の合計額において、設備に要する費用は2,500万円を補助限度額とします。

また、(2)に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費は、100万円を超える場合は1事業あたり建設工事等に係る事業費の10%の額と当該補助対象事業費のいずれか低い額とし、100万円以下の場合は、当該補助対象事業費の額とします。

上記の(5)に掲げる標準単価方式を選択する場合は、(4)に掲げる附帯事務費と(5)の標準単価方式による費用の合計額は、1事業あたり5,000万円を補助限度額とします。また、採択後、交付申請時に補助対象工事を特定する場合、(1)に掲げる建設工事等に係る補助額(国費)及び(2)に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る補助額(国費)のうち、設備に要する費用は2,500万円を補助限度額として査定します。

(7) その他

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。事業費及び補助対象事業費は消費税等を除いた額としてください。

他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の対象となっている事業は補助の対象とはなりません。補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることができます。他の補助金の対象となっている場合、又は申請を行っている若しくは申請を行う予定がある場合は、補助対象となる部分を明確に切り分けて申請する必要があります。

3. 3. 2 バリアフリー改修工事に係る補助額

省エネルギー改修工事に加えてバリアフリー改修工事を併せて実施する場合は、3. 3. 1の省エネルギー改修工事に係る補助額に加え、(1)に掲げるバリアフリー改修工事に係る補助額と(2)に掲げる附帯事務費を加算することができます。省エネルギー改修工事を行わず、バリアフリー改修工事のみ実施する提案は認められません。

(1) バリアフリー改修工事に係る補助額

バリアフリー改修工事に係る補助額は、別表3のⅠ)～Ⅷ)のいずれかの箇所のバリアフリー改修(バリアフリー化のための新設を含む。)に係る工事費の合計の3分の1以内の額とします。ただし、バリアフリー改修工事に係る補助額は、省エネルギー改修工事に係る補助額以下とします。

別表3 補助対象となるバリアフリー改修工事

改修箇所	工事内容
Ⅰ) 出入口	※別表4の仕様を満たす改修工事
Ⅱ) 廊下等	
Ⅲ) 階段	
Ⅳ) 傾斜路(スロープ)	
Ⅴ) エレベーター(Ⅵ)を除く。)及びその乗降ロビー	
Ⅵ) 特殊な構造または使用形態のエレベーター	
Ⅶ) 特殊な構造または使用形態のエスカレーター	
Ⅷ) 便所	

(2) 附帯事務費

省エネルギー改修工事に加えてバリアフリー改修工事を併せて実施する場合は、別表1. 1に掲げる経費について、本補助事業の遂行に必要な経費の実績に基づいて、上記(1)に掲げるバリアフリー改修工事に係る補助額の合計額の2.2%以内の額を、附帯事務費として補助します。なお、別表1. 2に掲げる経費は、補助の対象とならないため、ご注意ください。

(3) 補助限度額

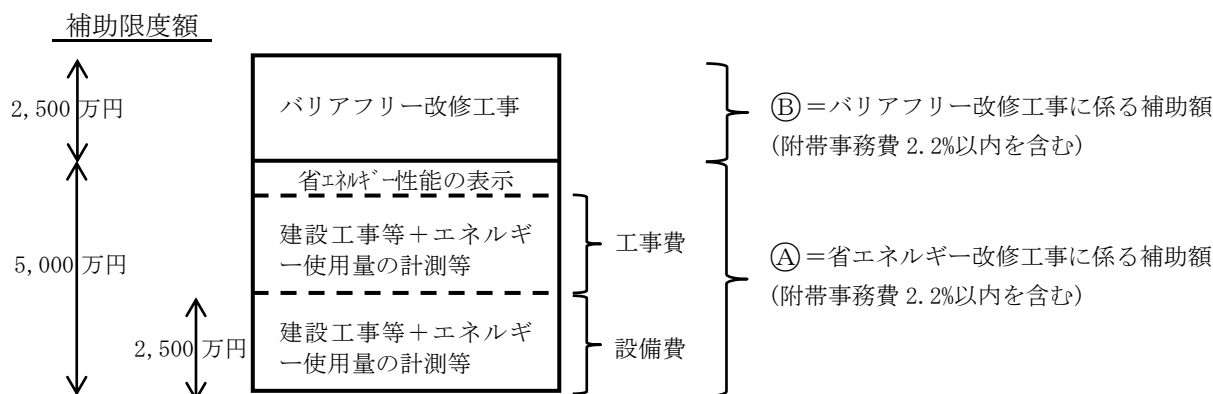
省エネルギー改修工事に加えてバリアフリー改修工事を併せて実施する場合は、3. 3. 1省エネルギー改修工事に係る補助額に、(1)に掲げるバリアフリー改修工事に係る補助額と(2)に掲げる附帯事務費の合計で1事業あたり2,500万円を補助限度額として加算できます。

(4) その他

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。事業費及び補助対象事業費は消費税等を除いた額としてください。

他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の対象となっている事業は補助の対象とはなりません。補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることができます。他の補助金の対象となっている場合、又は申請を行っている若しくは申請を行う予定がある場合は、補助対象となる部分を明確に切り分けて申請する必要があります。

(参考) 補助限度額のイメージ



※ ① ≥ ② となること。

※ エネルギー使用量の計測等に係る補助限度額は、エネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費が100万円を超える場合は、1事業あたり建設工事等に係る事業費の10%の額と当該補助対象事業費のいずれか低い額とし、100万円以下の場合には、当該補助対象事業費の額とします。

4. 事業の実施方法

当該事業は、提案公募と補助金交付の2段階の手続きを経て行われます。

(1) 提案公募

国土交通省が民間事業者等に対して提案を公募します。応募にあたっては事業登録と応募書類提出の2段階の手続きが必要です。応募書類の提出があった提案について、4. 1. 2のとおり、学識経験者等による評価委員会の評価を踏まえて、国土交通省が事業の採択を決定します。なお、予算に限りがあるため、応募多数の場合は優先順位をつけて採択事業を決定しますのでご注意ください。

(2) 補助金交付

補助金を受けるためには、定められた時期に交付申請を行うとともに、事業終了時に実績報告を行っていただく必要があります。

4. 1 提案公募

4. 1. 1 公募

2. の応募方法に記載のとおり、公募期間の間に本事業のホームページにて事業登録の上、必要書類を揃えて、提出してください。審査にあたって提出いただく書類は次のとおりです。なお、各書類の様式は、本事業のホームページからダウンロード可能です。

※ 応募書類の提出前に、事業登録をしていただく必要がありますのでご注意ください。

(1) 省エネルギー改修工事の内容

提案する躯体(外皮)改修、設備改修等について、改修内容を簡潔に記載してください。

(2) 省エネルギー改修工事の範囲

躯体（外皮）改修について、項目別に改修範囲を明示し、項目別の改修割合等を記載してください。また、設備改修について、改修範囲を明示し、設備別の改修割合等を記載してください。

(3) 省エネルギー改修工事の省エネ効果

提案する省エネルギー改修工事の省エネ効果について、算定根拠を、前提条件や計算式等を含めて記載してください。

(4) エネルギー使用量の計測・管理の内容

提案するエネルギー使用量の計測、エネルギー管理の内容について、目的、計測範囲や計測方法などを記載してください。

(5) バリアフリー改修工事の内容

バリアフリー改修内容について、簡潔に記載してください。

(6) 補助対象となる部分の経費の内訳

対象となる省エネルギー改修工事（計測機器の設置工事等を含む）、バリアフリー改修工事についての積算根拠を含めて、事業費の内訳を記載してください。

4. 1. 2 審査結果

国土交通省が、評価委員会の評価をもとに、事業[※]の採択を決定し、代表提案者に通知します。

※補助対象事業は、採択日以降に契約する省エネルギー改修工事（エネルギー使用量の計測・管理に係る工事や省エネルギー性能の表示に係る業務等を含む）、バリアフリー改修工事に限ります。

※応募多数の場合、補助対象額を精査することがあります。

※応募多数の場合、以下の調整をすることがあります。

- ・ 躯体（外皮）改修の割合が高いもの、省エネ効果が高いもの、設備改修において複数種類やエネルギー消費割合の高い設備を対象とし改修効果が高いもの等、省エネ改修として総合的に効果が大きいものを優先します。なお、総合的な効果が同水準の場合、高機能換気設備を含む提案を優先します。
- ・ また、事業成果の効果的、効率的な普及の観点から、特に公共性の高い建物等に係るプロジェクトについても考慮します。
- ・ なお、優先順位をつける際、同一の申請者（グループを含む）、同一の補助を受ける者からの複数の応募案件については、応募状況によって採択事業数や補助金交付額の調整を行うことがあります。また、完了時期を考慮します。

4. 2 補助金交付

審査結果の通知時に交付申請の手続き等についてお知らせします。この内容に従い交付申請

等の手続きを実施する必要があります。

なお、各手続きは採択後にお知らせする期限までに行う必要がありますので、ご注意ください。

4. 2. 1 交付申請

交付申請は採択後に配付される交付申請等マニュアルにより定める期間に行ってください。この交付申請が実施されないと審査において採択された事業であっても、補助金が交付されませんのでご注意ください。

また、交付申請時に設計図書、見積書、建築士による確認書類[※]等、必要な書類を提出いただき、その内容を確認すると共に、補助対象工事（省エネルギー改修工事及びバリアフリー改修工事）及び補助額についても精査を行います。

なお、申請者が以下の（１）～（３）のいずれかに該当する法人等（以下、「関係会社等」という。）からの調達を行う場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、交付申請において、３者以上からの見積り結果の添付を求めると共に、交付申請において補助事業者等に関する宣誓書を提出いただきます。

（１）100%同一の資本に属するグループ企業

（２）補助事業者の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるもの。前号に定める者を除く。）

（３）補助事業者の役員である（親族を含む）者又はこれらの者が役員に就任している法人

※ 採択後の手続きにおいて、建築士による確認が必要であり、建築士は確認内容について責任を持つものとし、その旨を証明する書類を提出する必要があります。なお、不正があった場合は、建築士法に基づき処分を行う場合がありますのでご注意ください。

4. 2. 2 申請の制限

以下の事案に該当がある場合、補助金交付の申請が制限されます。

（１）過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者等（団体含む）は、本補助事業への申請が原則として制限されます。

（２）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団もしくは暴力団員を利用している者、資金等の供給もしくは便宜の供給等により直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者、または暴力団もしくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者の本補助金への申請が制限されます。

4. 2. 3 交付決定

交付申請を受け、以下の事項などについて審査し交付決定を行います。交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知します。

- ・交付申請の内容が採択された内容に適合していること。

- ・補助事業の内容が、交付規程及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・補助対象事業費には、他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。

4. 2. 4 補助事業の計画変更

補助事業者は、補助事業の計画を変更する場合、事前に事務事業者へご相談ください。

補助事業者は、補助事業に要する経費の大幅な減額や、当該事業の中止・廃止に伴い採択または交付申請を取り下げる可能性がある場合、個別に国土交通省及び事務事業者に対し、その理由・事情に関するヒアリングを受ける必要があります。

補助事業者は、やむを得ない事情により、次の①または②を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認等を得る必要があります。

①補助事業の内容または補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

②補助事業を中止し、または廃止する場合

なお、当該事業の中止・廃止に伴い採択または交付申請を取り下げた場合には、次回以降の審査において考慮する場合があります。

また、補助事業者は、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事務事業者にご報告ください。

このような手続きを行わず、導入を予定していた設備等がとりやめになる場合など計画内容に変更があり、採択された内容と異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご留意ください。なお、すでに補助金が交付されている場合には、補助金を返還いただくことがありますのでご留意ください。

4. 2. 5 実績報告及び額の確定

補助事業者は、補助事業が完了したときは、「完了実績報告書」及び所定の省エネルギー性能であることの第三者評価を受けた評価結果等を提出していただく必要があります^{※1}。なお、本手続きは採択後に配付される交付申請等マニュアルにより定める期間に行ってください。

公募により採択された事務事業者は、「完了実績報告書」を受理した後、交付申請の内容に沿って事業が実施されたか書類の審査を行うとともに、所定の省エネルギー性能に関する基準を満足していることを確認し、更に必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。また、「完了実績報告書」とあわせて、補助対象部分の支払いを証明する書類（工事契約書、領収書及び送金伝票等^{※2}）等の提出を求めます。提出書類のうち工事契約書は、採択日以降の日付のものに限ります。詳細は採択後にお知らせします。

なお、開設に際して許認可等が必要な学校等の施設に補助対象が含まれる場合、許認可等がなされたことを確認してから補助金の支払いを行うことになります。

※1 事業完了後に補助対象となっている省エネルギー改修工事、エネルギー使用量等の計測機器の設置、バリアフリー改修工事が適切に実施されたことが確認できるような施工前、施工後の写真、及び所定の省エネルギー性能であることに関する第三者評価による評価結果またはこれと同等のものを表示している様子が分かる書類（写真等）の提出を求めます

ので、ご注意ください。

※2 送金伝票等とは、金融機関等の第三者を通じた支払いが確認できる通帳、振込受付書、振込明細書、インターネットバンキング等の写しをいいます。

4. 3 事業中及び事業完了後の留意点

4. 3. 1 取得財産の管理等について

補助事業者は、当該補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助事業者は、設計費に係るものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価 50 万円以上のものについては、補助事業完了後 10 年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）において耐用年数が 10 年未満のものにあつてはその耐用年数の間）は承認なく補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊しすることはできません。なお、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部または一部を納付させることがあります。

4. 3. 2 建築物の解体撤去または建て替えについて

耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律 平成 25 年 11 月 25 日改正施行）の施行に伴い、補助対象となる建築物に対して下記事項にご留意ください。

本補助を受け改修を行った建築物を償却期間内に解体撤去または建て替え等を行った場合は、所管行政庁等の指導によるものであったとしても、本補助の目的に反しているとみなし、補助金の返還となります。補助の申請時においてはこのことに留意し、解体撤去または建て替えの可能性を十分考慮すること。

4. 3. 3 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

①適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第 17 条の規定による交付決定の取消、第 18 条の規定による補助金等の返還及び第 19 条第 1 項の規定による加算金の納付。

②適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。

③相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

4. 3. 4 実績の報告

補助事業者は、事業完了後、原則 2 年間のエネルギー消費に関する報告と改修前のエネルギー消費量などその効果がわかるものの提出に協力していただきます。当該データを元に分析等を行い、その結果を公開することがあります。

また、省エネルギー改修工事等の調査・評価のために事後のアンケートやヒアリング、より

詳細な計測データの提供及び実測調査等に協力していただくことがあります。

※ 改修後のエネルギー使用量については、改修工事完了後から工事完了の年度末まで、及び工事完了の翌年度から2年間の期間について、計測内容に応じ、対象設備等の月別のエネルギー使用量を報告していただきます。

(例 令和5年1月に工事が完了した場合: 令和5年2月～令和5年3月及び令和5年4月～令和7年3月までのエネルギー使用量を報告)

※ 改修前のエネルギー消費量は、改修前の1年間について建物全体のエネルギー使用量(複数年間の平均値でも可)を報告していただきます。

※ その他の特記すべき取組みを本事業の一環として行う場合、取組み状況等について報告していただくことがあります。

4. 3. 5 その他

本資料によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年内閣府・建設省令第9号)
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて(昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達)
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて(昭和34年4月15日付け建設省住発第120号住宅局長通達)
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について(平成7年11月20日付け建設省住総発172号住宅局長通知)
- 七 建設省所管補助事業における食糧費の支出について(平成7年11月20日付け建設省会発第641号建設事務次官通知)
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について(平成17年9月1日付け国住総第37号住宅局長通知)
- 九 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取り扱いについて(平成20年12月22日付け国住総第67号住宅局通知)
- 十 住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱(平成22年4月1日付け国住生第9号)
- 十一 その他関連通知等に定めるもの

5. 情報の取り扱い等について

5. 1 事業成果等の公表

普及促進を目的に省エネ改修の推進について広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容及びエネルギー使用状況などに関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、当該提案者等事業者の財産上の利益、競

争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

5. 2 個人情報の使用・利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー・シンポジウムの案内、アンケート等の調査について利用することがあります。

また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

なお、本事業において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還が生じた場合には、本申請に係る個人情報について他省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に当該返還事案の概要（法人又は申請者名、補助金名、交付決定額・補助事業の実施期間・返還を生じた理由・講じられた措置の内容等）を提供することがあります。

6. 提出書類

提案者は、公募期間中に、提出書類一覧表に従って提案する改修工事等の内容に応じた必要部数を揃えて提出してください。

6. 1 提出先

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-8-9 HB平河町ビル 5階
既存建築物省エネ化推進事業評価事務局
(電話番号：03-3222-8055)

6. 2 提出部数

3部（正1部、副（正のコピー）2部※）

※ 正にカラーページがある場合には、副の2部についてもカラーで提出してください。

6. 3 提出書類

1棟の建築物の提案を応募する場合と、複数棟の建築物をまとめて提案する場合で、一部様式が異なりますので、該当する様式を使用してください。また、以下の事項に注意し、書類を提出してください。

- ※ 「様式2-1」の後に、事業登録時の確認画面（フェイスシート）を綴じてください。
- ※ 次頁に示す提出書類一覧表のうち、①～⑱までをA4サイズ片面印刷にまとめて、1部ずつクリップ留めしてください。（ホッチキスで綴じないでください。また、中表紙、インデックスは不要です。ファイル等に綴じる必要もありません）
- ※ 次頁に示す提出書類一覧表のうち、⑲及び⑳は、提案申請書とは別に添付してください。
- ※ 提出書類の改修割合、省エネ率等は、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで記入して下さい。
- ※ 提出書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。

提出書類一覧表

書類名	提出書類 (◎必須、○必要に応じて添付)		提出部数	備考
	1 棟	複数棟		
①提案申請書	◎	◎	3部(正1部、副2部) ※A4サイズとして1部ずつクリップ留めのこと	様式1
②事務連絡先	◎	◎		様式2-1
③補助事業の実施体制	○	○		様式2-2
④補助事業の実施場所の概要	—	◎		様式2-3
⑤提案事業の概要(省エネ改修工事及びエネルギー計測・管理等)	◎	◎		様式3-1
⑥改修割合の算定シート	◎	◎		様式3-2
⑦省エネ効果の計算シート	◎	◎ (建物ごとに どちらかの様式を使用)		様式3-3
⑧省エネ効果の計算シート <簡易計算用>	(どちらかの 様式を使用)	(建物ごとに どちらかの様式を使用)		様式3-4
⑨省エネ効果等の計算根拠	◎	◎		様式3-5
⑩エネルギー計測・管理の内容	◎	◎		様式3-6
⑪事業計画及び補助申請額	◎	◎ (複数棟用)		様式4-1
⑫事業費の内訳(建設工事等に係る事業費、エネルギー使用量の計測等に係る事業費)	◎	◎ (複数棟用)		様式4-2, 4-3
⑬標準単価方式による補助金の額の算定	○	○ (複数棟用)		様式4-4
⑭バリアフリー改修工事の概要及び事業費の内訳	○	○ (複数棟用)		様式4-5 (バリアフリー改修工事を実施する場合)
⑮日射調整フィルムに関する添付資料	○	○		別添様式1 (日射調整フィルムによる改修を提案する場合)
⑯所定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと及びその表示を確約する念書	◎	◎		別添様式2
⑰耐震性に関するチェック項目	◎	◎		別添様式3
⑱応募書類のチェック表	◎	◎		別添様式4
⑲改修対象範囲等を明示した図面類	◎	◎		各3部(正1部、副2部)
⑳エネルギー使用量の計測範囲・方法を明示した図面類	◎	◎	別添資料2 (書式自由)	

〈記入にあたっての留意点〉

①提案申請書（様式1）

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・事業登録時に通知する応募番号を必ず記入してください。
- ・バリアフリー改修工事の実施の有無を記入してください。
- ・代表提案者の欄について、法人の場合は法人名及び代表者名、個人の場合は氏名を記載してください。（令和3年度から申請書の代表印等は省略可能です。）
- ・事務代行者がいる場合には明記してください。

②事務連絡先（様式2-1）

- ・事務連絡先を必ず2名分記入してください。その際、1名分が事業登録と同じ人の場合は、所定の場所にチェックを入れ、事務連絡先2のみ記入してください。
- ・事業登録時の内容確認画面（フェイスシート）をA4版で印刷し、様式2-1の後に綴じてください。

③補助事業の実施体制（様式2-2）

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・提案者以外の作業協力者がいる場合に、該当欄に法人名等を記載してください。
（作業協力者がいない場合は、提出の必要はありません。）
- ・省エネルギー改修工事、エネルギー計測・管理における各者の役割を明記してください。

④補助事業の実施場所の概要（様式2-3）

- ・複数の建築物をまとめて提案する場合に提出してください（1棟の建築物での提案の場合には提出の必要はありません）。
- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・必要事項を記載し、建物用途は、様式3-4の「別添資料 別表1」の例示にしたがって、該当する用途を選択してください。

⑤提案事業の概要（省エネルギー改修工事及びエネルギー計測・管理）（様式3-1）

- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。複数棟をまとめて提案する場合など、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・事業全体の概要には、省エネルギー改修工事、計測機器の設置工事の実施期間及び様式3-3以降で計算される省エネ率、様式4-1で計算される事業費合計及び補助申請額などを記載してください。
- ・省エネ改修の目的、エネルギー計測・管理の目的は、それぞれ箇条書きで簡潔に記載してください。
- ・高機能換気設備の提案の有無について該当する部分をチェックしてください。
- ・省エネ改修の内容は、建物ごとに、改修工事の範囲、改修する部位・設備の仕様、設備のシステムを記載してください（後述⑯参照）。

- ・また、エネルギー使用量の管理等に貢献する取組みを目的に、改修設備等のエネルギー計測・管理を行う場合は、その概要を記載してください（後述⑳参照）。

⑥改修割合の算定シート（様式3-2）

- ・応募書類は建物ごとに1枚を作成してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。
（例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目／5棟」と記載）
- ・躯体（外皮）改修工事の改修割合の算定に用いる項目別面積は、別添資料1（後述⑱参照）として添付する図面等をもとに記載してください。
- ・設備改修工事における改修割合の算定において、建物用途については、様式3-4の別添資料「記入上の留意点」を参照の上、同別添資料の別表1の例示にしたがって、該当する用途を選択してください。また、改修前エネルギー消費割合、設備別の改修割合については、様式3-5に算定根拠を記載してください。
- ・躯体（外皮）改修工事及び設備改修工事の改修割合、建物外皮面積に占める改修割合は、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで記入してください。
- ・高機能換気設備を設置し建物部分（階単位）で申請する場合は、建物全体を建物部分（階単位）と読み替えることができます。高機能換気設備を設置しない場合は、申請単位は建物全体、躯体（外皮）の断熱改修が必須となります。

⑦省エネ効果の計算シート（様式3-3）

- ・応募書類は建物ごとに1枚を作成してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。
（例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目／5棟」と記載）
- ・改修前のエネルギー消費量は、該当する単位を表中の（ ）内に記載してください。
- ・改修工事内容別の省エネ効果は、提案する改修内容を選択し、必要事項を記載してください。
- ・省エネ率は%単位とし、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで記載してください。
- ・高機能換気設備を設置し建物部分（階単位）で申請する場合は、建物全体を建物部分（階単位）と読み替えることができます。高機能換気設備を設置しない場合は、申請単位は建物全体となります。

⑧省エネ効果の計算シート＜簡易計算用＞（様式3-4）

- ・個々の改修工事について、省エネ効果を計算することが困難な場合などは、様式3-4の簡易計算用シートにて、その効果を簡便に求めることとします。
- ・応募書類は建物ごとに1枚を作成してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。

(例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目／5棟」と記載)

- ・改修前のエネルギー消費量は、該当する単位を表中の()内に記載してください。
- ・様式3-4の別添資料「記入上の留意点」をよく読んで、表中の計算式に従って省エネ効果を算定してください。
- ・省エネ率は%単位とし、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで記載してください。
- ・高機能換気設備を設置し建物部分(階単位)で申請する場合は、建物全体を建物部分(階単位)と読み替えることができます。高機能換気設備を設置しない場合は、申請単位は建物全体となります。

⑨省エネ効果等の計算根拠(様式3-5)

- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・計算根拠は、記入上の留意点をよく読んで、算定の前提となる数値、計算式等を具体的に記載してください。
- ・省エネ改修を実施する設備(改修前設備)の主な仕様を記載した一覧表と新たに導入する設備(改修後設備)の主な仕様を記載した一覧表を別添資料として添付してください。なお、別添様式4の後に機器一覧表の記入例を例示していますので、参考に記載してください。
- ・省エネルギー量等は、一次エネルギー換算値として記載してください。
- ・省エネ率は%単位とし、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで記載してください。

⑩エネルギー計測・管理の概要(様式3-6)

- ・応募書類は建物ごとに1枚を作成してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。

(例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目／5棟」と記載)

- ・エネルギー使用量の把握の方法及び活用方法について、実施する項目を選択してください。
- ・エネルギー計測・管理の詳細は、設備単体の計測を行う場合のみエネルギー計測方法、管理方法、活用方法等について具体的な取り組みについて記載してください。
- ・高機能換気設備を設置し建物部分(階単位)で申請する場合は、建物全体を建物部分(階単位)と読み替えることができます。高機能換気設備を設置しない場合は、申請単位は建物全体となります。

⑪事業計画及び補助申請額(様式4-1)

- ・原則、応募書類は1枚(複数棟の場合は2枚)にまとめてください。ただし、複数棟をまとめて提案する場合など、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・エネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費が100万円を超える場合は、1事業あた

り建設工事等に係る事業費の10%の額と当該補助対象事業費のいずれか低い額とし、100万円以下の場合は、当該補助対象事業費の額とします。

- ・ バリアフリー改修工事を実施しない場合は、「バリアフリー改修工事無し」、バリアフリー改修工事を実施する場合は、「バリアフリー改修工事を実施する場合」の様式に記入してください。
- ・ バリアフリー改修工事に係る補助申請額は、省エネ改修等における補助額以下としてください。
- ・ 端数処理を行う場合は、千円未満切り捨てとしてください。特に、補助申請額や附帯事務費の算定にあたって、端数処理に注意してください。
- ・ 消費税等は除いた額として記載してください。
- ・ 複数棟をまとめて提案する場合には、「複数棟用」の様式を使用してください。

⑫事業費の内訳（省エネ改修における建設工事等に係る事業費、エネルギー使用量の計測等に係る事業費、省エネルギー性能の表示に係る事業費）（様式4-2、4-3）

- ・ 応募書類はできる限り簡潔にまとめてください。
- ・ 建設工事等に係る事業費は、様式3-3や様式3-4の分類に従って、適宜、工事項目を立てて、仕様、数量を明記してください。設備改修については、設置する個々の設備についてその概略仕様、台数等を記載してください。記載する金額は、千円単位とし千円未満切り捨てとしてください。
- ・ エネルギー使用量の計測等に係る事業費は、適宜、仕様、数量を明記してください。計測機器については、設置する個々の設備についてその概略仕様、台数等を記載してください。記載する金額は、千円単位とし千円未満切り捨てとしてください。
- ・ 機器性能など、特記事項がある場合には、備考欄に記入してください。
- ・ 日射調整フィルムを採用する場合は、工事費を金額の欄に、その1/2の工事費を備考欄に記載してください。
- ・ 消費税等は除いた額として記載してください。
- ・ 複数棟をまとめて提案する場合には、「複数棟用」の様式を使用してください。

⑬標準単価方式による補助金の額の算定（様式4-4）

- ・ 標準単価方式により申請する場合は、建物ごとに作成してください。（標準単価方式を用いない場合には提出は不要です。）
- ・ 様式3-3又は様式3-4の省エネ率を転記する場合、小数点第一位を切捨て記入して下さい。
- ・ 省エネ効果に対応する標準単価に「○」をしてください。
- ・ 記載する金額は、千円単位とし千円未満切り捨てとしてください。
- ・ 消費税等は除いた額として記入してください。
- ・ 申請建物の延べ床面積を確認するため、建築確認申請書のコピーを提出してください。

⑭バリアフリー改修工事の概要及び事業費の内訳（様式4-5）

- ・ バリアフリー改修を行う場合は、建物ごとに作成してください。

- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。

(例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目／5棟」と記載)

- ・バリアフリー改修工事を実施する場所について、別添資料1として添付する図面等をもとに記載してください。
- ・各施工部位が別表4に示した仕様を満足することを確認して、チェックを入れてください。
- ・記載する金額は、千円単位とし千円未満切り捨てとしてください。
- ・消費税等は除いた額として記入してください。

⑮日射調整フィルムに関する添付資料（別添様式1）

- ・日射調整フィルムによる改修を行う場合、建物ごとに作成してください。
- ・製品名、フィルム性能、年間冷暖房負荷の増減量を記載し、フィルム施工に係る留意点を確認してチェックを入れて、建物及びフィルム工事をする建築主等の名称を記載してください。（令和3年度から建築主等の押印は省略可能です。）

※ 応募にあたり、使用する日射調整フィルムがJISで規定する性能を満足することを示す第三者による評価結果、日射調整フィルムの施工者が技能者であることを示す書類の添付は不要です。ただし、審査にあたり、必要に応じて書類提出を求めることがあります。また、採択決定後、交付申請の手続きにおいて、別途確認できる資料を提出いただくことがあります。

⑯所定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと及びその表示を確約する念書（別添様式2）

- ・改修後の建築物において、所定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと、第三者評価による評価結果を表示することを確約する念書です。
- ・念書は、建物ごとに作成してください。
- ・各項目を確認してチェックを入れて、補助対象建物の建築主の名称を記載してください。（令和3年度から建築主の押印は省略可能です。）

⑰耐震性に関するチェック項目（別添様式3）

- ・対象建物の耐震性について確認を行うシートです。
- ・それぞれ該当する項目の確認欄にチェックして提出してください。
- ・チェック項目シートは建物ごとに作成してください。

⑱応募書類のチェック表（別添様式4）

- ・提案申請書及び別添資料について、必要部数が整っているか、記載漏れがないか等のチェックを行うシートです。
- ・それぞれに該当する項目をチェックし、提案申請書に添えて提出してください。

⑲改修対象範囲等を明示した図面類（別添資料1）

- ・躯体（外皮）の改修割合の算定根拠として、立面4面及び平面図（屋根伏）に改修対象とな

る箇所を図示してください。

- ・高機能換気設備を導入する場合、換気経路の確保等の躯体または外皮の改修対象となる箇所を図示して下さい。また、高機能換気設備を設置する場所、換気対象となる室及び換気対象面積を図示した資料を提出して下さい。
- ・バリアフリー改修工事を実施する場合は、平面図に工事場所を図示してください。
- ・提出図面には、下記を記入してください。
 - 躯体（外皮）の改修割合の算定根拠（改修範囲、面積等）
- ・なお、改修範囲等が具体的に明示されていない場合は、書類不備とし、審査対象外とする場合があります。

⑳エネルギー使用量の計測範囲・方法を明示した図面類（別添資料2）

- ・設備単体のエネルギー計測を行う場合は、その方法の確認を行うため、必要に応じて単線結線図や設備系統図等に計測対象となる範囲や設備、計測箇所等を図示してください。
- ・提出図面には、下記を記入してください。
 - 計測範囲及び対象設備、計測点、データ記録方法等

「高機能換気設備」の設置有無別の省エネ効果、補助申請額に係る様式作成について

(○：作成が必要な様式、記入が必要な欄 ×：作成不要な様式、記入不要の欄)

「高機能換気設備」の設置有無の別			設置しない	設置する					
申請対象範囲			建物全体	建物全体		建物の部分 (階単位)			
躯体の断熱性能向上に寄与する改修の有無			断熱改修 必須	断熱改修 行う	断熱改修 行わない	断熱改修 行う	断熱改修 行わない		
省エネ効果計算、補助申請額算定に係る様式	様式3-1	提案事業の概要		○	○	○	○(*1)	○(*1)	
	様式3-2	改修割合の算定シート	1. 躯体改修における改修割合の算定						
			(1) 躯体（外皮）の改修面積割合	○	○	×	○(*1)	×	
			(2) 改修面積内訳	○	○	×	○(*1)	×	
			2. 設備改修における改修割合の算定						
			(1) 建物用途	○	○	○	○(*1)	○(*1)	
			(2) 設備改修の改修割合	○	○	○	○(*1)	○(*1)	
	様式3-3	省エネ効果の計算シート	建物ごとにどちらかの様式を使用	1. 改修前のエネルギー消費量(建物全体)	○	○	○	○(*1)	○(*1)
				2. 改修工事内容別の省エネ効果					
				(1) 躯体改修工事	○	○	×	○(*1)	×
				(2) 設備改修工事	○	○	○	○(*1)	○(*1)
	様式3-4	省エネ効果の計算シート (簡易計算用)	建物ごとにどちらかの様式を使用	1. 改修前のエネルギー消費量(建物全体)	○	○	○	○(*1)	○(*1)
				2. 改修工事内容別の省エネ効果					
				(1) 躯体改修工事	○	○	×	○(*1)	×
				(2) 設備改修工事	○	-(*)2	-(*)2	-(*)2	-(*)2
様式3-5	省エネ効果等の計算根拠		○	○	○	○(*1)	○(*1)		
様式3-6	エネルギー計測・管理の概要		○	○	○	○(*1)	○(*1)		
様式4-1	事業計画及び補助申請額		○	○	○	○(*1)	○(*1)		
様式4-2	省エネ改修に係る建設工事等に係る事業費の内訳		○	○	○	○(*1)	○(*1)		
様式4-3	エネルギー使用量の計測及び省エネルギー性能の表示に係る補助対象事業費の内訳		○	○	○	○(*1)	○(*1)		
今回新たに追加された補助事業			-		○				

*1: 設定した対象範囲について記載。

*2: 高機能換気設備による省エネ量は、様式3-3の換気設備の省エネ量として計上してください。

別表 1. 1 附帯事務費

項 目	説 明
附帯事務費	当該事業を行うために必要な旅費、賃金（補助員等）、需用費、役務費

別表 1. 2 申請できない経費

項 目	説 明
建物等施設の建設、不動産取得に関する経費	ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請可能。
事業を実施する者の人件費	応募者の構成員または応募者の構成員に所属する者で、事業を実施するものの人件費
技術補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費	雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当。 ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請可能。
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費、宿泊費、参加費	ただし、補助金の対象となった事業に関する成果発表を行う場合は申請可能。
事業の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費	—
その他、補助対象工事等の実施に関連性のない経費	—
当該事業の補助金交付の申請に関わる費用	補助金交付に関する申請書作成費及び事務代行費。申請に伴う旅費及び庁費（賃金、文具費、印刷費、郵便・通信運搬費等）

別表 2 標準単価方式における標準単価

省エネ効果	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上 35%未満	35%以上 40%未満	40%以上
標準単価(円/m ²)	9,000	12,000	15,000	18,000	21,000	24,000

※ 1 標準単価方式における補助金の額の算定

補助金の額＝当該建築物の延べ床面積×省エネ効果に応じた標準単価×1/3

ただし、補助金の額は、総事業費に0.85を乗じて算出した額の3分の1以下の額とします。

補助額 = 延べ床面積¹⁾ × 省エネ効果に応じた標準単価²⁾ × 1/3 ≤ 総事業費³⁾ × 0.85 × 1/3

1) 補助申請する当該建物の延べ床面積(m²)

2) 別表2に掲げる省エネ効果に応じた標準単価

3) 下記費用の合計

- a. 省エネルギー改修工事等の費用
- b. エネルギー使用量の計測等に係る費用
- c. 省エネルギー性能の表示に係る費用
- d. 上記 a. ～ c. 以外の省エネルギーに関する工事費用
- e. 上記 a. ～ d. に関する設計費

※ 2 採択後、交付申請において補助対象工事を特定する必要があります。

※ 3 提案申請時には、申請建物の延べ床面積を確認するため、建築確認申請書のコピーを提出してください。

別表4 バリアフリー改修の補助対象となる改修箇所と仕様（※1）

改修箇所	仕様
I) 出入口	次の1～2を満たすこと 1. 幅が80cm以上であること 2. 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない（水平部分を設けている）こと
II) 廊下等	次の1～4を満たすこと 1. 表面が滑りにくい仕上げであること 2. 階段または傾斜路の上端に近接する部分において、点状ブロック等が敷設されていること（※2） 3. 幅が120cm以上であること 4. 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない（水平部分を設けている）こと
III) 階段	次の1～5を満たすこと 1. 手すりを設けていること（踊場を除く） 2. 表面が滑りにくい仕上げであること 3. 段が識別しやすいものであること 4. 段がつまずきにくいものであること 5. 段がある部分の上端に近接する踊場の部分において、点状ブロック等が敷設されていること（※3）
IV) 傾斜路（スロープ）	次の1～7を満たすこと 1. 手すりを設けていること（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分を除く） 2. 表面が滑りにくい仕上げであること 3. 前後の廊下等と識別しやすいものであること 4. 傾斜部分の上端に近接する踊場の部分において、点状ブロック等が敷設されていること（※4） 5. 幅が120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であること 6. 勾配が1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であること 7. 高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けていること
V) エレベーター（VI）に規定するものを除く。）及びその乗降ロビー	次の1～6を満たすこと 1. かご及び昇降路の出入口の幅が80cm以上であること 2. かごの奥行きが135cm以上であること 3. 乗降ロビーは高低差が無く、その幅及び奥行きは150cm以上であること 4. かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置が設けられていること 5. かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置が設けられていること 6. 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置が設けられていること

VI) 特殊な構造または使用形態のエレベーター		次の1~4を満たすこと 1. 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であること 2. かごの幅が70cm以上であること 3. かごの奥行きが120cm以上であること 4. 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合において、かごの幅及び奥行きが十分確保されたものであること
VII) 特殊な構造または使用形態のエスカレーター		次を満たすこと 1. 車いす使用者用エスカレーター(建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であること
VIII) 便所(※5)	車いす使用者用便房	次の1~2を満たすこと 1. 腰掛便座、手すり等が適切に設置されていること 2. 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されていること
	水洗器具を設けた便房	次を満たすこと 1. 水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房であること
	男子用小便器	次を満たすこと 1. 床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器が設けられていること

※1 本仕様は原則として「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)における建築物移動等円滑化基準に基づいています。

※2 「勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合」「高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分 上端に接する場合」「自動車車庫に設ける場合」を除く。

※3 「自動車車庫に設ける場合」「段部分と連続して手すりを設ける場合」を除く。

※4 「勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合」「高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に接する場合」「自動車車庫に設ける場合」「傾斜部分と連続して手すりを設ける場合」を除く。

※5 いずれか1以上の改修の場合でも可とする。

注1) 仕様に掲げた項目のうち、すでに適合しているものについては、要件を満たしているものとして取扱うことが可能とする。この場合、補助対象は、現在仕様に適合していない項目について適合させる改修工事に係るものとする。

注2) バリアフリー改修工事にあたっては、高齢者、障害者等の移動円滑化のための連続性について十分考慮すること。

注3) 具体の設計にあたっては、優良な設計事例等を紹介している「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」に準拠すること。なお、特定の部位の改修等で、改修の目的がバリアフリー化かどうか疑義がある場合にはヒアリングを行うことがあります。

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」掲載ホームページ：

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

提案申請書 様式

申請日(記入日)	令和	年	月	日
----------	----	---	---	---

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

令和6年度既存建築物省エネ化推進事業提案申請書

以下の内容により、既存建築物省エネ化推進事業の提案を申請します。

応募番号	24	-								※事業登録時に発行される 応募番号を記入のこと
------	----	---	--	--	--	--	--	--	--	----------------------------

事業名	
-----	--

種別	非住宅	提案建物数	棟
----	-----	-------	---

バリアフリー改修工事	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> 実施しない
------------	-------------------------------	--------------------------------

代表提案者 (注1)(注2)	法人の場合	法人名	フリガナ	
		代表者名	部署名	役職名
			フリガナ	
	個人の場合	氏名	フリガナ	
	連絡先	電話番号又はメールアドレス		
属性 (一つ選択)	<input type="checkbox"/> 建築主 <input type="checkbox"/> 共同提案者			

事務代行者 (注3)	法人名 または 氏名	フリガナ
---------------	------------------	------

(注1) 代表提案者は、事業登録時に選択した者について、法人の場合は法人名と代表者名及び連絡先、個人の場合は氏名及び連絡先を記載してください。

(注2) 事務代行者は、代表提案者になることはできません。

(注3) 事務代行者がいる場合は、法人名または氏名を記載してください。

事務連絡先

- ※ 事務連絡先を2名記載してください。(必ず2名を記載してください。)
- ※ 連絡先欄には、確実に連絡が可能なメールアドレスを記載してください。
- ※ 1名は事業登録を行った事務連絡先で構いません。事務連絡先1で「事業登録と同じ」にチェックを入れていただければ、本様式への記載は不要です。事務連絡先2のみ記載してください。
- ※ 事業登録時の確認画面(フェイスシート)をA4で出力して、本様式の後に添付してください。

事務連絡先1	法人名	フリガナ	

	氏名	部署名	役職名
フリガナ			

<input type="checkbox"/> 事業登録に記載した事務連絡先と同じ	連絡先	メールアドレス	
		電話番号	
事務連絡先2	法人名	フリガナ	

	氏名	部署名	役職名
		フリガナ	

連絡先	メールアドレス		
	電話番号		

補助事業の実施体制

※提案者以外の作業協力者がいる場合に本様式 2 - 2 を添付して下さい。
(作業協力者がいない場合、未定の場合は提出不要です)

※省エネ改修工事における役割、エネルギー計測・管理における役割がわかるように、
各者の役割も明記して下さい。

事業名			
作業 協力者	設計者		
	施工者		
	リース事業者		
	ESCO事業者		
	建材メーカー		
	機器メーカー		
	商社		
	エネルギー事業者		
	その他		

補助事業の実施場所の概要

※応募する建物が1棟のみの場合は提出の必要はありません。

事業名					
提案建物数		棟			
建物1	建物名			竣工年	年
	所在地	都道府県	市区町村		
	建築概要	延床面積	m ²	階数	地上 階 地下 階
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他()			
建物2	建物名			竣工年	年
	所在地	都道府県	市区町村		
	建築概要	延床面積	m ²	階数	地上 階 地下 階
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他()			
建物3	建物名			竣工年	年
	所在地	都道府県	市区町村		
	建築概要	延床面積	m ²	階数	地上 階 地下 階
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他()			
建物4	建物名			竣工年	年
	所在地	都道府県	市区町村		
	建築概要	延床面積	m ²	階数	地上 階 地下 階
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他()			
建物5	建物名			竣工年	年
	所在地	都道府県	市区町村		
	建築概要	延床面積	m ²	階数	地上 階 地下 階
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他()			
建物6	建物名			竣工年	年
	所在地	都道府県	市区町村		
	建築概要	延床面積	m ²	階数	地上 階 地下 階
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他()			
建物7	建物名			竣工年	年
	所在地	都道府県	市区町村		
	建築概要	延床面積	m ²	階数	地上 階 地下 階
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他()			
建物8	建物名			竣工年	年
	所在地	都道府県	市区町村		
	建築概要	延床面積	m ²	階数	地上 階 地下 階
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他()			

注) 記入欄が不足する場合は、適宜、コピーして使用してください。

提案事業の概要(省エネルギー改修工事及びエネルギー計測・管理等)

事業名			
事業全体の概要	事業期間	着手: 令和 年 月 ~ 完了: 令和 年 月	
	設計者		施工者
	事業費	千円	補助申請額
	千円		千円
	建物全体に対する省エネ率 <small>(小数点第1位まで記載)</small>	※様式3-3又は様式3-4に記載した「建物全体に対する省エネ率」を転記すること ※複数棟での提案時は、建物ごとに様式3-3又は様式3-4へ記載すること	
提案事業の目的	<省エネ改修の目的> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> 提案する省エネ改修の目的を箇条書きで簡潔に記載してください。 </div>		
	<エネルギー計測・管理の目的> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> 提案するエネルギー計測・管理の目的を箇条書きで簡潔に記載してください。 </div>		
高機能換気設備の提案の有無	<高機能換気設備の提案の有無> 高機能換気設備の設置 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない		
省エネ改修及びエネルギー計測・管理の内容	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>複数棟を提案する場合は、必要に応じて、コピーし、全建物について、建物ごとに記載して下さい。</p> <p><省エネルギー改修工事の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建物ごと」に、改修する部位、設備について、改修範囲や仕様、システム等の概要を説明してください。 ・様式3-2等に記載する躯体(外皮)改修面積割合の算定根拠として立面4面及び平面(屋根伏)に改修箇所、面積等を図示したもの及び集計表等(A4サイズ又はA3サイズ)を別添資料1として添付して下さい。なお、計算根拠が明示されていない場合は、書類不備とし、審査対象外とする場合があります。 ・日射調整フィルムを採用する場合、施工箇所の方位、範囲を明示してください。 <p><エネルギー使用量の計測・管理の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建物ごと」に、エネルギー使用量の実態把握・管理する内容を記載してください。 ・エネルギー使用量の実態を把握するための計測方法は、募集要領3.1⑤の記載内容に沿って、提案者が提案する内容として下さい。 ・設備単体のエネルギー計測を行う場合は、その方法の確認を行うため、必要に応じて単線結線図、設備系統図等に、計測点及びデータ記録方法を図示したものを(A4サイズ又はA3サイズ)を別添資料2として添付して下さい。 </div>		

改修割合の算定シート

建物名	竣工年*	年	○棟目/計○棟
-----	------	---	---------

- ※1 建物ごとに1枚の計算シートを作成してください。
 ※2 複数棟を提案する場合、全提案のうち何棟目の計算シートかを上記に明記してください。
 ※3 改修割合などの数値は、様式集の別添資料「記入上の留意点」をよく読んで、記載してください。
 *：増築部分を含む場合には、当初建築時の竣工年を記載してください。

1. 躯体改修における改修割合の算定

(1) 躯体(外皮)の改修面積割合

- 注1) 改修面積合計(①)には、(2)の「合計[A]」の面積を記入してください。
 注2) 建物全体の躯体(外皮)面積(②)は、立面図及び平面図(屋根伏図)から算出してください。各階ごとに建物外周長さ×階高により外壁面積を算出し、その合計面積に屋根面積を加算した値でも可とします。
 注3) 計算根拠を別添資料1に記載してください。計算根拠が明示されていない場合は、書類不備として審査対象外とする場合があります。

改修面積合計(m ²) (2)の[A] (①)	建物全体の 躯体(外皮)面積(m ²) (②)	躯体(外皮)の改修面積割合(%) (③=①÷②×100) (小数点第1位まで記載)*

*小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで記載すること

(2) 改修面積内訳

- 注4) 上表の改修面積合計(①)の改修項目別内訳を下表①に、改修項目別全体面積を下表②に記載してください。
 注5) 計算根拠として立面図4面及び平面図(屋根伏図)に改修箇所、面積等を図示したもの及び集計表等(A4サイズ又は計算A3サイズ)を別添資料1として添付してください。計算根拠が明示されていない場合は、書類不備として審査対象外とする場合があります。
 注6) 同一部位に複数種類の改修を行う場合、二重計上しないようにしてください。

(□の部分は該当するものを■で選択してください)

改修項目	項目別の改修面積(m ²) (①)	項目別の全体面積(m ²) (②)	項目別の全体面積に対する改修面積割合(%) (③=①÷②×100) (小数点第1位まで記載)*
<input type="checkbox"/> a.開口部			
<input type="checkbox"/> 屋根(開口部を除く)			
<input type="checkbox"/> 外壁(開口部を除く)			
<input type="checkbox"/> b.屋根・外壁小計(開口部を除く)			
<input type="checkbox"/> c.日射遮蔽			
<input type="checkbox"/> d.その他()			
合計[A] (a.+b.+c.+d)			

*小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで記載すること

2. 設備改修における改修割合の算定

(1) 建物用途

- 注6) 様式3-4の別添資料「別表1 建物用途区分」を参考に主要な用途をいずれか 1つ■で選択してください。
事務所 学校 物販店 飲食店 集会所 病院 ホテル その他

(2) 設備改修の改修割合

- 注7) 改修前エネルギー消費割合は、様式3-4の別添資料「記入上の留意点②」を参照の上、記載してください。
 注8) 設備別の改修割合は、補助対象外設備も含めて全設備を分母として計算してください。その計算根拠を様式3-5に必ず記載してください。

(□の部分は該当するものを■で選択してください)

改修項目	改修前エネルギー消費割合(%) (①)	設備別の改修割合(%) (②)	建物全体のエネルギー消費量に対する改修割合(%) (③=①×②÷100) (小数点第1位まで記載)*
<input type="checkbox"/> 空調設備	<input type="checkbox"/> 熱源設備		
	<input type="checkbox"/> 搬送設備		
	<input type="checkbox"/> 二次側設備		
<input type="checkbox"/> 換気設備	<input type="checkbox"/> 換気設備		
<input type="checkbox"/> 照明設備	<input type="checkbox"/> 照明器具		
<input type="checkbox"/> 給湯設備	<input type="checkbox"/> 熱源設備		
	<input type="checkbox"/> 搬送設備		
<input type="checkbox"/> 昇降設備	<input type="checkbox"/> 昇降機		
<input type="checkbox"/> その他	()		
	()		
	()		
	()		
建物全体のエネルギー消費量に対する改修割合 合計(%) (小数点第1位まで記載)			

*小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで記載すること

省エネ効果の計算シート

建物名		○棟目/計○棟
-----	--	---------

※1 建物ごとに1枚の計算シートを作成してください。

※2 複数棟を提案する場合、全提案のうち何棟目の計算シートかを上記に明記してください。

1. 改修前のエネルギー消費量(建物全体)

※計測期間: ○○年○○月~○○年○○月

種類	年間使用量(単位) (①)	一次エネルギー換算値 (単位)(②)	一次エネルギー消費量 (①×②)
電力	()	0.00976 (GJ/kWh)	GJ/年
都市ガス	()	0.045 (GJ/m ³)	GJ/年
プロパンガス	()	0.05 (GJ/kg)	GJ/年
重油	()	0.041 (GJ/L)	GJ/年
	()	()	GJ/年
	()	()	GJ/年
改修前エネルギー消費量 合計 [A]			GJ/年

※ 改修前の1年間について建物全体のエネルギー使用量(複数年間の平均値でも可)を記載してください。

注1) 一次エネルギー換算値は、「建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年1月29日、国土交通省告示第265号)」別表第1による上記の値としてください。同表に記載されていないものは、組成等の実況による数値を使用してください。

2. 改修工事内容別の省エネ効果

注2) 省エネ量の計算根拠を様式3-5に記載してください。

(1) 躯体改修工事

(□の部分は該当するものを■で選択してください)

改修項目	主たる改修内容	省エネ量
<input type="checkbox"/> 開口部		GJ/年
<input type="checkbox"/> 屋根・外壁		GJ/年
<input type="checkbox"/> 日射遮蔽		GJ/年
<input type="checkbox"/> その他		GJ/年
小計[B]		GJ/年

(2) 設備改修工事

(□の部分は該当するものを■で選択してください)

改修項目	主たる改修内容	省エネ量
<input type="checkbox"/> 空調設備	<input type="checkbox"/> 熱源設備	GJ/年
	<input type="checkbox"/> 搬送設備	GJ/年
	<input type="checkbox"/> 二次側設備	GJ/年
	<input type="checkbox"/> 自動制御	GJ/年
<input type="checkbox"/> 換気設備	<input type="checkbox"/> 換気設備	GJ/年
	<input type="checkbox"/> 自動制御	GJ/年
<input type="checkbox"/> 照明設備	<input type="checkbox"/> 照明器具	GJ/年
	<input type="checkbox"/> 自動制御	GJ/年
<input type="checkbox"/> 給湯設備	<input type="checkbox"/> 熱源設備	GJ/年
	<input type="checkbox"/> 搬送設備	GJ/年
	<input type="checkbox"/> 自動制御	GJ/年
<input type="checkbox"/> 昇降設備	<input type="checkbox"/> 昇降機	GJ/年
	<input type="checkbox"/> 自動制御	GJ/年
<input type="checkbox"/> その他 (太陽光発電を除く)		GJ/年
		GJ/年
		GJ/年
		GJ/年
小計[C]		GJ/年

省エネ量合計 [D]=小計[B]+小計[C]	GJ/年
建物全体に対する省エネ率 [D]÷[A]×100 (小数点第1位まで記載)*	%

*:小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで記載すること

省エネ効果の計算シート <簡易計算用>

建物名	〇棟目/計〇棟
-----	---------

- ※1 建物ごとに1枚の計算シートを作成してください。
- ※2 複数棟を提案する場合、全提案のうち何棟目の計算シートかを上記に明記してください。
- ※3 簡易計算にあたっては、次ページ別添資料の「記入上の留意点」をよく読んで、数値等を記入してください。

1. 改修前のエネルギー消費量(建物全体) ※計測期間: 〇〇年〇〇月~〇〇年〇〇月

種類	年間使用量(単位) (1)	一次エネルギー換算値 (2)	一次エネルギー消費量 (1×2)
電力	()	0.00976 (GJ/kWh)	GJ/年
都市ガス	()	0.045 (GJ/m ³)	GJ/年
プロパンガス	()	0.050 (GJ/kg)	GJ/年
重油	()	0.041 (GJ/L)	GJ/年
	()	()	GJ/年
	()	()	GJ/年
改修前エネルギー消費量 合計 [A]			GJ/年

※ 改修前の1年間について建物全体のエネルギー使用量(複数年間の平均値でも可)を記載してください。
 注1) 一次エネルギー換算値は、「建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年1月29日、国土交通省告示第265号)」別表第11による上記の値としてください。同表に記載されていないものは、組成等の実況による数値を使用してください。

2. 改修工事内容別の省エネ効果

(1) 躯体改修工事

※「項目別の改修割合」の欄は様式3-2の1.(2)③の値を記載してください。

(□の部分は該当するものを■で選択してください)

建物規模 (いずれか一つを選択)	改修項目 (該当するものを選択)	見なし 省エネ率(%) (1)	項目別の 改修割合(%) (2)	建物全体 省エネ率(%) (1×2÷100)(小数点第1位まで記載)*
□ 大規模 (延床面積 5000㎡以上)	□ 開口部	断熱性能を強化(複層ガラス等)	3	
	□ 屋根・外壁	断熱性能の強化	2	
		遮熱塗料の塗装	1	
	□ 日射遮蔽	庇やルーバーの設置	1	
	□ その他	内容:		
□ 中小規模 (延床面積 5000㎡未満)	□ 開口部	断熱性能を強化(複層ガラス等)	15	
	□ 屋根・外壁	断熱性能の強化	12	
		遮熱塗料の塗装	1	
	□ 日射遮蔽	庇やルーバーの設置	4	
	□ その他	内容:		
				小計 [B]

注) 表中の項目に該当しないものは、その他の欄を使用し、根拠を「様式3-5」に記載してください。
 *: 小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで記載すること。

(2) 設備改修工事

※「改修前エネルギー消費割合」、「設備別の改修割合」の欄は様式3-2の2.(2)①、②の値を記載してください。

(□の部分は該当するものを■で選択してください)

建物用途 (主要な用途をいずれか一つ選択)	改修項目 (該当するものを選択)	改修前 エネルギー 消費割合(%) (1)	分類別 省エネ率(%) (2)	設備別の 改修割合(%) (3)	建物全体 省エネ率(%) (1×2× ③÷10000) (小数点第1位まで 記載)*
□ 事務所	□ 空調設備	熱源設備			
		搬送設備			
		二次側機器			
□ 学校	□ 換気設備	自動制御			
		換気設備			
□ 物販店	□ 照明設備	照明器具			
□ 飲食店	□ 給湯設備	自動制御			
		熱源設備			
		搬送設備			
□ 集会所	□ 昇降設備	自動制御			
		昇降機			
□ 病院	□ その他 (太陽光発電を除く)	自動制御			
		()			
□ ホテル	□ その他 (太陽光発電を除く)	()			
		()			
□ その他	□	()			
					小計 [C]

*: 小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで記載すること。

(3) 建物全体の省エネ率合計 (%) (小数点第1位まで記載)

[D]=小計[B]+小計[C]

(4) 建物全体の省エネ量の合計 (GJ)

改修前エネルギー消費量合計[A]×省エネ率[D]

別添資料

(記入上の留意点)

- ① 改修割合は、部位や設備ごとに、それぞれの建物全体に対する改修部分の割合(合計面積や合計容量に対する改修部分の割合など)を記載してください。設備別の改修割合は、補助対象外設備も含めて全設備を分母として計算してください。
(※躯体改修の項目別の改修割合については別添資料1にその計算根拠を、設備改修の設備別の改修割合については「様式3-5」にその計算根拠を記載してください)
- ② 設備改修工事の改修前エネルギー消費割合は、該当欄に数値を記載し、根拠を「様式3-5」に記載してください。
(※実態の割合を推計することが困難な場合は、別表2から該当する建物用途の数値と見なすことも可)
- ③ 設備改修工事の分類別省エネ率は、該当欄に数値を記載し、根拠を「様式3-5」に記載してください。
- ④ 設備改修工事のうち、自動制御に関する省エネ率は、改修項目別に建物全体に対する割合を記載してください。
- ⑤ 建築物の全体の省エネ・省CO2に寄与する設備(太陽光発電を除く)に関しては、その他の欄に記入してください。
その効果については、建築物の一次エネルギー消費量の削減量を試算し、その数値を「建物全体省エネ率」に記載してください。
- ⑥ 日射調整フィルムについては、その他の欄に記入してください。その効果については、建築物の空調用一次エネルギー消費量の削減寄与率を試算し、その数値を「建物全体省エネ率」に記載してください。
- ⑦ 見なし省エネ率の設定がないもので、詳細な省エネ計算の根拠を添付しない場合、当該工事による効果を「0.1%」と見なすことができるものとします。その場合、「建物全体省エネ率」の欄に「0.1」と記載してください。

別表1 建物用途区分

用途区分	施設の例示
事務所	事務所、庁舎、図書館、博物館、郵便局など
学校	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校など
物販店	百貨店、マーケットなど
飲食店	飲食店、食堂、喫茶店など
集会所	公会堂、集会場、ポーリング場、体育館、劇場、映画館、展示施設など
病院	病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームなど
ホテル	ホテル、旅館など
その他	上記用途区分以外

別表2 建物用途別のエネルギー消費割合 [%]

大分類	中分類	事務所	学校	物販店・飲食店・集会所	病院	ホテル
空調設備	熱源設備	35	28	28	21	32
	搬送設備	5	4	4	3	5
	二次側設備	10	8	8	6	8
換気設備		5	10	10	10	5
照明設備		20	25	25	10	10
給湯設備	熱源設備	-	-	9	36	27
	搬送設備	-	-	1	4	3
昇降設備		3	-	5	5	3
その他		22	25	10	5	7
合計		100	100	100	100	100

省エネ効果等の計算根拠

事業名		○棟目／計○棟
<設備別の改修割合の計算根拠>		
<p data-bbox="175 607 494 640"><省エネ効果の計算根拠></p> <div data-bbox="231 683 1356 2016" style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p data-bbox="247 694 478 728"><記入上の留意点></p> <p data-bbox="247 761 1340 795">①様式3-2、及び様式3-3又は様式3-4に記載する「設備別の改修割合」の計算根拠を記載してください。</p> <p data-bbox="247 817 1149 851">②様式3-3または3-4の分類ごとに、省エネ量・省エネ率の計算根拠を記載してください。</p> <p data-bbox="247 873 1324 963">③計算根拠は、改修前と改修後の仕様等の変更内容がわかるように明記し、電卓等の手計算で計算過程を追えるように記載してください。 (計算結果のみの記載は不可)</p> <p data-bbox="247 985 1332 1131">④効果の算定にあたっては、経年劣化等は考慮せず、改修前と改修後の機器効率等は定格値を用いて効果を計算してください。なお、建物における設備機器の使用実態をふまえて定格値以外の部分負荷時の効率、年間を通して運転時間等に合わせた効率による比較も可とします。ただし、部分負荷時の効率を用いて効果を算定する場合は、部分負荷を採用する合理的な前提条件を必ず明記するとともに、<u>改修前と改修後の算定方法は必ず同等程度の基準を使用としてください。</u></p> <p data-bbox="247 1153 1332 1243">⑤躯体改修について、省エネ量の計算が困難な場合は、「様式3-4」の「簡易計算」による数値を見なし省エネ率として参照することが可能です。 この場合、「様式3-4」の数値を参照している旨を明記してください。</p> <p data-bbox="247 1265 1332 1355">⑥設備改修について、分類ごとのエネルギー消費量を推定することが困難な場合は、「様式3-4」のエネルギー消費割合の数値を参照することが可能です。この場合、「様式3-4」の数値を参照している旨を明記してください。</p> <p data-bbox="247 1377 917 1411">⑦複数棟を提案する場合、建物ごとに計算根拠を記載してください。</p> <p data-bbox="247 1433 1316 1500">⑧日射調整フィルムを採用する場合、様式3-5に省エネ率の計算根拠を記載し、シミュレーション結果等が確認できる結果を添付してください。</p> <p data-bbox="247 1523 1316 1579">⑨省エネ改修を実施する設備の主な仕様を記載した一覧表と新たに導入する設備の主な仕様を記載した一覧表を別添資料として機器一覧表の記入例を参考に提示してください。(参考例を使用しても可)。</p> <p data-bbox="247 1601 1045 1635">⑩太陽光発電設備導入に伴う発電量を、省エネ量に加算することはできません。</p> </div>		

エネルギー計測・管理の概要

建物名		○棟目／計○棟
-----	--	---------

※1 建物ごとに1枚のシートを作成してください。

※2 複数棟を提案する場合、必要に応じてコピーし、全建物について記載してください。
また、全提案のうち何棟目の計算シートかを上記に明記してください。

1. エネルギー使用量の把握の方法及び活用方法

(□の部分は該当する項目を■で選択してください。)

① エネルギー使用量の把握対象	<input type="checkbox"/> 建物全体	<input type="checkbox"/> 設備単体	<input type="checkbox"/> 両方
② エネルギー使用量の把握方法	<input type="checkbox"/> 計測機新設	<input type="checkbox"/> 既存計測機等利用	<input type="checkbox"/> 領収書等利用
③ エネルギー使用量の計測周期	<input type="checkbox"/> 月別	<input type="checkbox"/> 日別	<input type="checkbox"/> 時刻別
④ 計測したデータの活用方法	<input type="checkbox"/> エネルギー事業者からの料金請求書等に記載されている使用量を建物全体のエネルギー使用量として集計し、月別の傾向や対前年との比較、エネルギー消費原単位等により継続的な管理を行う		
	<input type="checkbox"/> 改修した設備のエネルギー使用量を計測し、設備単体の運用状況や建物全体のエネルギー使用量に対する割合等を把握する		
	<input type="checkbox"/> 設備毎のエネルギー使用量を計測し、設備毎の運用状況や建物全体のエネルギー使用量の内訳等を把握する		
	<input type="checkbox"/> エネルギー使用量を見える化するシステムの活用等により、各種設備の運用状況やエネルギー使用量等を把握する		
	<input type="checkbox"/> その他(下記の余白に概要を記載してください)		

2. エネルギー計測・管理の詳細(設備単体の計測を行う場合のみ記載)

① 設備単体を計測する場合、その計測の方法(計測点、データ記録方法、管理上の取り扱い等)を記載してください。

② 設備単体のエネルギー計測を行う場合、その方法の確認を行うため、必要に応じて単線結線図、設備系統図等に、計測点及びデータ記録方法等を図示したもの(A4サイズ又はA3サイズ)を別添資料2として添付してください。

事業計画及び補助申請額
(バリアフリー改修工事無し)

項目の計算式のうち、a～d、d'は様式4-2、①、③、④は様式4-3の数値を記載してください。

区分		項目		金額 (単位:千円)
1. 事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	d		
	(2)エネルギー使用量の計測等	③		
	(3)省エネルギー性能の表示	④		
	合計	ア=d+③+④		
2. 補助対象事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	工事費	イ=a'+c	
		設備費	ウ=b	
		合計	エ=d'=イ+ウ	
	(2)エネルギー使用量の計測等	オ:③が100万円を超える場合はd×10%と③のいずれか低い額、③が100万円以下の場合は③		
		内訳	工事費	カ=オ×①/③
	設備費		キ=オ-カ	
(3)省エネルギー性能の表示	④			
3. 補助額	(1)省エネ改修における建設工事等及びエネルギー使用量の計測等に係る補助額	工事費	ク=(イ+カ)×1/3(切り捨て)	
		設備費	ケ=(ウ+キ)×1/3(切り捨て)	
	(2)省エネルギー性能の表示に係る補助額	コ=④×1/3		
4. 補助申請額	(1)省エネ改修における建設工事等、エネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能の表示に係る補助金の額	工事費	ク	
		設備費	サ:ケ、または25百万円のいずれか低い額	
		省エネルギー性能の表示	コ	
		合計	シ=ク+サ+コ	
	(2)標準単価方式による補助金の額	様式4-4の①の金額を記入	ス	
	(3)附帯事務費	セ=(シ又はス)×2.2%以内(切り捨て)		
	(4)補助申請額	ソ:「シ+セ」あるいは「ス+セ」、または50百万円のいずれか低い額		

■他の補助金の有無

本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、

下記に事業名と本事業との区分けを明記してください。

--

注1)消費税等は除いた額を記載してください。

注2)千円未満は、切り捨て処理としてください。

注3)1.事業費の合計「ア」、4.補助申請額の「(3)補助申請額」を「様式3-1」の該当欄に記載してください。

事業計画及び補助申請額
(バリアフリー改修工事を実施する場合)

項目の計算式のうち、a~d、d'は様式4-2、①、③、④は様式4-3、9. は様式4-5の数値を記載してください。

区分		項目		金額 (単位:千円)	
1. 事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	d			
	(2)エネルギー使用量の計測等	③			
	(3)省エネルギー性能の表示	④			
	(4)バリアフリー改修工事	9.			
	合計	ア=d+③+④+9.			
2. 補助対象事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	工事費	イ=a'+c		
		設備費	ウ=b		
		小計	エ=d'=イ+ウ		
	(2)エネルギー使用量の計測等	オ:③が100万円を超える場合はd×10%と③のいずれか低い額、③が100万円以下の場合は③			
		内訳	工事費	カ=オ×①/③	
			設備費	キ=オーカ	
	(3)省エネルギー性能の表示	ク=④			
	(4)バリアフリー改修工事	ケ=9.			
	3. 補助額	(1)省エネ改修における建設工事等、エネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能の表示に係る補助金額	工事費	コ=(イ+カ)×1/3(切り捨て)	
			設備費	サ=(ウ+キ)×1/3(切り捨て)	
小計			シ=コ+サ		
省エネルギー性能の表示			ス=ク×1/3(切り捨て)		
(2)バリアフリー改修工事に係る補助額		セ=ケ×1/3(切り捨て)			
4. 補助申請額	(1)省エネ改修における建設工事等、エネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能の表示に係る補助金の額	工事費	コ		
		設備費	ソ: サ、または250万円のいずれか低い額		
		省エネルギー性能の表示	ス		
		附帯事務費	タ=(コ+ソ+ス)×2.2%以内(切り捨て)		
		小計	チ=コ+ソ+ス+タ		
		(2)標準単価方式による補助金の額	様式4-4の①の金額を記入	ツ	
	(3)バリアフリー改修工事に係る補助金の額	附帯事務費	テ=ツ×2.2%以内(切り捨て)		
		小計	ト=ツ+テ		
		工事費	ナ=セ		
	(4)補助申請額	附帯事務費	ニ=セ×2.2%以内(切り捨て)		
		小計	ヌ=ナ+ニ		
		建設工事等、エネルギー計測等及び省エネルギー性能の表示	ネ: チ、または50万円のいずれか低い額		
		標準単価方式	ノ: ト、または50万円のいずれか低い額		
	バリアフリー改修工事	ハ: ヌ、または250万円のいずれか低い額。ただし、「ネ」の金額以下であること			
	合計	ヒ=(ネ又はノ)+ハ			

■他の補助金の有無

本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、下記に事業名と本事業との区分けを明記してください。

--	--

注1)消費税等は除いた額を記載してください。

注2)千円未満は、切り捨て処理してください。

注3)1.事業費の合計「ア」、4.補助申請額の「(3)補助申請額」を「様式3-1」の該当欄に記載してください。

省エネ改修に係る建設工事等に係る事業費の内訳

項目 (部位別・機器別)	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考
1. 躯体改修工事(部位別に記載)					
〇〇工事					
〇〇工事					
〇〇工事					
小計 a 注6)					
小計 a' 注7)					
2. 設備改修工事(本体機器費:機器別に記載)					
〇〇設備					
△△					
△△					
〇〇設備					
△△					
△△					
〇〇設備					
△△					
△△					
小計 b					
3. 設備改修工事(附帯工事費:設備別・工事別に記載)					
〇〇設備					
△△					
△△					
〇〇設備					
△△					
△△					
小計 c					
4. 省エネ改修における建設工事等に係る事業費 合計 $d=a+b+c$					
5. 省エネ改修における建設工事等に係る補助対象事業費 合計 $d'=a'+b+c$					

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 適宜、工事種別に項目を立てて記載してください。記入欄は必要に応じて増やしてください。

注3) 仕様欄には、省エネ改修工事の性能等、規模がわかる内容を記載してください。

注4) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。

注5) 日射調整フィルムを採用する場合、当該工事費を金額欄に記載してください。

なお、備考欄には当該工事費を1/2した金額を記載してください。

注6) 「小計a」は、金額欄の合計額を記載してください。

注7) 「小計a'」は、日射調整フィルムを採用する場合、当該工事費を1/2とし、その他の工事費を合計した金額を記載してください。日射調整フィルムをを採用しない場合は、「小計a」と同額を記載してください。

エネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能の表示に係る補助対象事業費の内訳

エネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費の内訳

項目 (部位別・機器別)	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考
6. 設置工事費(機器設置費等)					
〇〇工事					
△△					
△△					
小計 ①					
7. 設備費(計測機器費)					
〇〇設備					
△△					
△△					
小計 ②					
8. エネルギー使用量の計測等に係る事業費 合計 ③=①+②					

省エネルギー性能の表示に係る補助対象事業費の内訳

項目	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考
9. 省エネルギー性能の表示に係る費用					
〇〇申請費用					
〇〇表示費用					
小計 ④					

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 適宜、工事種別に項目を立てて記載してください。記入欄は必要に応じて増やしてください。

注3) 仕様欄には、計測機器の性能等、規模がわかる内容を記載してください。

注4) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。

標準単価方式による補助金の額の算定

1. 標準単価に基づく補助申請額の算定

建物名							
延べ床面積(a)*1		m2					
省エネ効果(省エネ率)*2 (様式3-3又は様式3-4の省エネ率を転記)		%					
標準単価 (b)	省エネ効果	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上 35%未満	35%以上 40%未満	40%以上
	標準単価(千円/m2) (該当単価に「〇」をする)	9	12	15	18	21	24
補助率(c)		1/3					
補助金の額(千円)*3 (a)×(b)×(c) = ①							

*1:延べ床面積を確認するため、建築確認申請書のコピーを提出して下さい。

*2:省エネ効果(省エネ率)は様式3-3又は様式3-4の省エネ率を転記すると共に、小数点第 位を切捨てして下さい。

*3:補助金の額(①)は、様式4-1に転記して下さい。

2. 補助額の算定(採択後の交付申請時に確定)

補助額は、採択後の交付申請において補助対象工事を下記の(1)から(5)に掲げる項目に特定していただき、その費用の合計(以下、総事業費という。)に0.85を乗じて算出した額の3分の1以下の額とします。

- (1)省エネルギー改修工事等の費用
- (2)エネルギー使用量の計測等に係る費用
- (3)省エネルギー性能の表示に係る費用
- (4)上記(1)～(3)以外の省エネルギーに関する工事費用
- (5)上記(1)～(4)に関する設計費

$$\text{補助額} = \text{延べ床面積}^1 \times \text{省エネ効果に応じた標準単価}^2 \times 1/3 \leq \text{総事業費}^3 \times 0.85 \times 1/3$$

- 1) 補助申請する当該建物の延べ床面積(m2)
- 2) 上記の表に掲げる省エネ効果に応じた標準単価
- 3) 上記(1)から(5)に掲げる費用の合計

注)採択以降は、標準単価方式から変更することはできませんので、留意してください。

バリアフリー改修工事の概要及び事業費の内訳

※1 様式1の提案申請書でバリアフリー改修工事を「実施する」にチェックされた場合は、本様式に沿って施工部位の「工事に」にチェックをして、工事箇所数を記入してください。また、別表4に示した仕様を満足することを確認してチェックをして、工事費を記入してください。様式1で「実施しない」にチェックされた場合は、本様式の提出は必要ありません。

※2 バリアフリー改修工事を実施する工事場所が分かる図面を別添資料1として提出してください。

施工部位	工事に	工事箇所数	別表4に示した仕様を満足することの確認 (満足することを確認したらチェックする)	金額 (単位:千円)	備考	
I) 出入口	<input type="checkbox"/>	カ所	<input type="checkbox"/> 幅が80cm以上であること <input type="checkbox"/> 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない(水平部分を設けている)こと			
II) 廊下等	<input type="checkbox"/>	カ所	<input type="checkbox"/> 表面が滑りにくい仕上げであること <input type="checkbox"/> 階段または傾斜路の上端に近接する部分において、点状ブロック等が敷設されていること <input type="checkbox"/> 幅が120cm以上であること <input type="checkbox"/> 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない(水平部分を設けている)こと			
III) 階段	<input type="checkbox"/>	カ所	<input type="checkbox"/> 手すりを設けていること(踊場を除く) <input type="checkbox"/> 表面が滑りにくい仕上げであること <input type="checkbox"/> 段が識別しやすいものであること <input type="checkbox"/> 段がつまずきにくいものであること <input type="checkbox"/> 段がある部分の上端に近接する踊場の部分において、点状ブロック等が敷設されていること			
IV) 傾斜路(スロープ)	<input type="checkbox"/>	カ所	<input type="checkbox"/> 手すりを設けていること(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分を除く) <input type="checkbox"/> 表面が滑りにくい仕上げであること <input type="checkbox"/> 前後の廊下等と識別しやすいものであること <input type="checkbox"/> 傾斜部分の上端に近接する踊場の部分において、点状ブロック等が敷設されていること <input type="checkbox"/> 幅が120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であること <input type="checkbox"/> 勾配が1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であること <input type="checkbox"/> 高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けていること			
V) エレベーター(Ⅵ)に規定するものを除く。)及びその乗降ロビー	<input type="checkbox"/>	カ所	<input type="checkbox"/> かが及び昇降路の出入口の幅が80cm以上であること <input type="checkbox"/> かがの奥行きが135cm以上であること <input type="checkbox"/> 乗降ロビーは高低差が無く、その幅及び奥行きは150cm以上であること <input type="checkbox"/> かが内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置が設けられていること <input type="checkbox"/> かが内に停止予定階・現在位置を表示する装置が設けられていること <input type="checkbox"/> 乗降ロビーに到着するかがの昇降方向を表示する装置が設けられていること			
Ⅵ) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター	<input type="checkbox"/>	カ所	<input type="checkbox"/> 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であること <input type="checkbox"/> かがの幅が70cm以上であること <input type="checkbox"/> かがの奥行きが120cm以上であること <input type="checkbox"/> 車いす使用者がかが内で方向を変更する必要がある場合において、かがの幅及び奥行きが十分確保されたものであること			
Ⅶ) 特殊な構造又は使用形態のエスカレーター	<input type="checkbox"/>	カ所	<input type="checkbox"/> 車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であること			
Ⅷ) 便所	車いす使用者用便房	<input type="checkbox"/>	カ所	<input type="checkbox"/> 腰掛便座、手すり等が適切に設置されていること <input type="checkbox"/> 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されていること		
	水洗器具を設けた便房	<input type="checkbox"/>	カ所	<input type="checkbox"/> 水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房であること		
	男子用小便器	<input type="checkbox"/>	カ所	<input type="checkbox"/> 床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限り) その他これらに類する小便器が設けられていること		
9. バリアフリー改修工事に係る事業費 合計						

注1)消費税等は除いた額を記載してください。

注2)特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。

事業計画及び補助申請額(1)
(バリアフリー改修工事無し)

項目の計算式のうち、b~d、d'、③、④、オ、カ、キ、ク、ケ、ソは様式4-1(建物毎)の数値を記載してください。

区分		項目			金額 (単位:千円)		
1. 事業費 ※建物ごとに記載 (必要に応じて欄を増やしてください)	(1)省エネ改修における建設工事等	建物1:		d			
		建物2:		d			
		建物3:		d			
		全体		Σd			
	(2)エネルギー使用量の計測等	建物1:		③			
		建物2:		③			
		建物3:		③			
		全体		$\Sigma ③$			
	(3)省エネルギー性能の表示	建物1:		④			
		建物2:		④			
		建物3:		④			
		全体		$\Sigma ④$			
	合計		$A = \Sigma d + \Sigma ③ + \Sigma ④$				
2. 補助対象事業費 ※建物ごとに記載 (必要に応じて欄を増やしてください)	(1)省エネ改修における建設工事等	工事費	建物1:	$I = a' + c$			
			建物2:	$I = a' + c$			
			建物3:	$I = a' + c$			
			全体	ΣI			
		設備費	建物1:	$U = b$			
			建物2:	$U = b$			
			建物3:	$U = b$			
			全体	ΣU			
		全体		$E = d' = \Sigma I + \Sigma U$			
		(2)エネルギー使用量の計測等	建物1:		オ		
	建物2:		オ				
	建物3:		オ				
	全体		$\Sigma \text{オ}$				
	内訳		工事費	建物1:	カ		
				建物2:	カ		
				建物3:	カ		
				全体	$\Sigma \text{カ}$		
	設備費		建物1:	キ			
			建物2:	キ			
		建物3:	キ				
全体		$\Sigma \text{キ}$					
(3)省エネルギー性能の表示	建物1:		④				
	建物2:		④				
	建物3:		④				
	全体		$\Sigma ④$				

事業計画及び補助申請額(2)
(バリアフリー改修工事無し)

3. 補助額	(1)省エネ改修における建設工事等及びエネルギー使用量の計測等に係る補助額	建物1:	工事費	ク	
			設備費	ケ	
		建物2:	工事費	ク	
			設備費	ケ	
		建物3:	工事費	ク	
			設備費	ケ	
	全体	工事費	Σク		
		設備費	Σケ		
	(2)省エネルギー性能の表示に係る補助額	建物1:	コ		
		建物2:	コ		
		建物3:	コ		
		全体	Σコ		
	(3)標準単価方式による補助金の額	建物1:	ス		
		建物2:	ス		
建物3:		ス			
全体		Σス			
4. 補助申請額	建物1:	ソ			
	建物2:	ソ			
	建物3:	ソ			
	合計	Σソ、または50百万円のいずれか低い額			

■他の補助金の有無
本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、
下記に事業名と本事業との区分けを明記してください。

--

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。
注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。
注3) 1. 事業費の合計「ア」、4. 補助申請額の「(3)補助申請額」を「様式3-1」の該当欄に記載してください。

事業計画及び補助申請額
(バリアフリー改修工事無し)

建物名		○棟目/計○棟
-----	--	---------

項目の計算式のうち、a~d、a'、d'は様式4-2、①、③、④は様式4-3の数値を記載してください。

区分		項目		金額 (単位:千円)	
1. 事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	d			
	(2)エネルギー使用量の計測等	③			
	(3)省エネルギー性能の表示	④			
	合計	ア=d+③+④			
2. 補助対象事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	工事費	イ=a'+c		
		設備費	ウ=b		
		合計	エ=d'=イ+ウ		
	(2)エネルギー使用量の計測等	オ:③が100万円を超える場合はd×10%と③のいずれか低い額、③が100万円以下の場合には③			
		内訳	工事費	カ=オ×①/③	
			設備費	キ=オーカ	
(3)省エネルギー性能の表示	④				
3. 補助額	(1)省エネ改修における建設工事等及びエネルギー使用量の計測等に係る補助額	工事費	ク=(イ+カ)×1/3(切り捨て)		
		設備費	ケ=(ウ+キ)×1/3(切り捨て)		
	(2)省エネルギー性能の表示に係る補助額	コ=④×1/3			
4. 補助申請額	(1)省エネ改修における建設工事等及びエネルギー使用量の計測等に係る補助金の額	工事費	ク		
		設備費	サ:ケ、または250万円のいずれか低い額		
		省エネルギー性能の表示	コ		
		合計	シ=ク+サ+コ		
	(2)標準単価方式による補助金の額	様式4-4の①の金額を記入	ス		
	(3)附帯事務費	セ=(シ又はス)×2.2%以内(切り捨て)			
	(4)補助申請額	ソ:「シ+セ」あるいは「ス+セ」、または50万円のいずれか低い額			

■他の補助金の有無

本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、
下記に事業名と本事業との区分けを明記してください。

--

注1)消費税等は除いた額を記載してください。

注2)千円未満は、切り捨て処理としてください。

注3)1.事業費の合計「ア」、4.補助申請額の「(3)補助申請額」を「様式3-1」の該当欄に記載してください。

事業計画及び補助申請額(1)
(バリアフリー改修工事を実施する場合)

項目の計算式のうち、b~d、a'、③、④、オ、カ、キ、ケ、コ、サ、シ、ナ、ニは様式4-1(建物毎)より、9.は様式4-4の数値を記載してください。

区分		項目			金額 (単位:千円)	
1. 事業費 ※建物ごとに記載 (必要に応じて欄を増やしてください)	(1)省エネ改修における建設工事等	建物1:		d		
		建物2:		d		
		建物3:		d		
		全体		Σd		
	(2)エネルギー使用量の計測等	建物1:		③		
		建物2:		③		
		建物3:		③		
		全体		$\Sigma ③$		
	(3)省エネルギー性能の表示	建物1:		④		
		建物2:		④		
		建物3:		④		
		全体		$\Sigma ④$		
	(4)バリアフリー改修工事	建物1:		9.		
		建物2:		9.		
		建物3:		9.		
		全体		$\Sigma 9.$		
合計		$A = \Sigma d + \Sigma ③ + \Sigma ④ + \Sigma 9.$				
2. 補助対象事業費 ※建物ごとに記載 (必要に応じて欄を増やしてください)	(1)省エネ改修における建設工事等	工事費	建物1:	$I = a' + c$		
			建物2:	$I = a' + c$		
			建物3:	$I = a' + c$		
			小計	ΣI		
		設備費	建物1:	$U = b$		
			建物2:	$U = b$		
			建物3:	$U = b$		
			小計	ΣU		
	全体		$E = d' = \Sigma I + \Sigma U$			
	(2)エネルギー使用量の計測等	建物1:		オ		
		建物2:		オ		
		建物3:		オ		
		全体		$\Sigma ④$		
		内訳	工事費	建物1:	カ	
				建物2:	カ	
				建物3:	カ	
				小計	$\Sigma ④$	
	設備費	建物1:	キ			
		建物2:	キ			
		建物3:	キ			
小計		$\Sigma ④$				
(3)省エネルギー性能の表示	建物1:		④			
	建物2:		④			
	建物3:		④			
	全体		$\Sigma ④$			
(4)バリアフリー改修工事	建物1:		ケ = 9.			
	建物2:		ケ = 9.			
	建物3:		ケ = 9.			
	全体		$\Sigma ④$			

事業計画及び補助申請額(2)
(バリアフリー改修工事を実施する場合)

3. 補助額	(1) 省エネ改修における建設工事等及びエネルギー使用量の計測等に係る補助額	建物1:	工事費	コ		
			設備費	サ		
		建物2:	工事費	コ		
			設備費	サ		
		建物3:	工事費	コ		
			設備費	サ		
		全体	工事費	Σコ		
			設備費	Σサ		
	(2) 省エネルギー性能の表示に係る補助額	建物1:			ス	
		建物2:			ス	
		建物3:			ス	
		全体			Σス	
	(3) 標準単価方式による補助額	建物1:			ツ	
		建物2:			ツ	
		建物3:			ツ	
		全体			Σツ	
(4) バリアフリー改修工事	建物1:			セ		
	建物2:			セ		
	建物3:			セ		
	全体			Σセ		
4. 補助申請額	(3) 補助申請額	建設工事等、エネルギー計測等及び省エネルギー性能の表示	ソ:「Σネ」、または50百万円のいずれか低い額			
		標準単価方式	タ:「Σノ」、または50百万円のいずれか低い額			
		バリアフリー改修工事	チ:「Σハ」、または25百万円のいずれか低い額。ただし、「ソ」の金額以下であること			
		合計	テ=(ソ又はタ)+チ			

■他の補助金の有無

本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、
下記に事業名と本事業との区分けを明記してください。

--	--

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

注3) 1. 事業費の合計「ア」、4. 補助申請額の「(3)補助申請額」を「様式3-1」の該当欄に記載してください。

事業計画及び補助申請額
(バリアフリー改修工事を実施する場合)

建物名	〇棟目／計〇棟
-----	---------

項目の計算式のうち、a~d、d'は様式4-2、①、③、④は様式4-3、9. は様式4-4の数値を記載してください。

区分	項目	金額 (単位:千円)			
1. 事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	d			
	(2)エネルギー使用量の計測等	③			
	(3)省エネルギー性能の表示	④			
	(3)バリアフリー改修工事	9.			
	合計	ア=d+③+④+9.			
2. 補助対象事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	工事費	イ=a'+c		
		設備費	ウ=b		
		小計	エ=d'=イ+ウ		
	(2)エネルギー使用量の計測等	オ:③が100万円を超える場合はd×10%と③のいずれか低い額、③が100万円以下の場合は③			
		内訳	工事費	カ=オ×①/③	
			設備費	キ=オ-カ	
	(3)省エネルギー性能の表示	ク=④			
	(3)バリアフリー改修工事	ケ=9.			
	3. 補助額	(1)省エネ改修における建設工事等、エネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能の表示に係る補助額	工事費	コ=(イ+カ)×1/3(切り捨て)	
			設備費	サ=(ウ+キ)×1/3(切り捨て)	
小計			シ=コ+サ		
省エネルギー性能の表示			ス=ク×1/3(切り捨て)		
(2)バリアフリー改修工事に係る補助額		セ=ケ×1/3			
4. 補助申請額	(1)省エネ改修における建設工事等、エネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能の表示に係る補助金の額	工事費	コ		
		設備費	ソ: サ、または25百万円のいずれか低い額		
		省エネルギー性能の表示	ス		
		附帯事務費	タ=(コ+ソ+ス)×2.2%以内(切り捨て)		
		小計	チ=コ+ソ+ス+タ		
	(2)標準単価方式による補助金の額	様式4-4の①の金額を記入	ツ=セ		
		附帯事務費	テ=セ×2.2%以内(切り捨て)		
		小計	ト=ツ+テ		
	(3)バリアフリー改修工事に係る補助金の額	工事費	ナ=セ		
		附帯事務費	ニ=セ×2.2%以内(切り捨て)		
		小計	ヌ=ナ+ニ		
	(3)補助申請額	建設工事等、エネルギー計測等及び省エネルギー性能の表示	ネ: チ、または50百万円のいずれか低い額		
		標準単価方式	ノ: ト、または50百万円のいずれか低い額		
		バリアフリー改修工事	ハ: ヌ、または25百万円のいずれか低い額。ただし、「ネ」の金額以下であること		
合計		ヒ=(ネ又はノ)+ハ			

■他の補助金の有無

本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、下記に事業名と本事業との区別を明記してください。

--

注1)消費税等は除いた額を記載してください。

注2)千円未満は、切り捨て処理としてください。

注3)1.事業費の合計「ア」、4.補助申請額の「(3)補助申請額」を「様式3-1」の該当欄に記載してください。

省エネ改修における建設工事等に係る補助対象事業費の内訳

※建物ごとに作成してください。

		建物名				〇棟目/計〇棟
項目 (部位別・機器別)	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考	
1. 躯体改修工事(部位別に記載)						
〇〇工事						
〇〇工事						
〇〇工事						
小計 a 注6)						
小計 a' 注7)						
2. 設備改修工事(本体機器費:機器別に記載)						
〇〇設備						
△△						
△△						
〇〇設備						
△△						
△△						
〇〇設備						
△△						
△△						
小計 b						
3. 設備改修工事(附帯工事費:設備別・工事別に記載)						
〇〇設備						
△△						
△△						
〇〇設備						
△△						
△△						
小計 c						
4. 建設工事等に係る事業費 合計 d=a+b+c						
5. 建設工事等に係る補助対象事業費 合計 d'=a'+b+c						

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 適宜、工事種別に項目を立てて記載してください。記入欄は必要に応じて増やしてください。

注3) 仕様欄には、省エネ改修工事の性能等、規模がわかる内容を記載してください。

注4) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。

注5) 日射調整フィルムを採用する場合、当該工事費を金額欄に記載してください。

なお、備考欄には当該工事費を1/2した金額を記載してください。

注6) 「小計a」は、金額欄の合計額を記載してください。

注7) 「小計a'」は、日射調整フィルムを採用する場合、当該工事費を1/2とし、その他の工事費を合計した金額を記載してください。日射調整フィルムを採用しない場合は、「小計a」と同額を記載してください。

複数棟用

(様式4-3)

エネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能を証明等に係る補助対象事業費の内訳

※建物ごとに作成してください。

建物名		○棟目/計○棟
-----	--	---------

エネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費の内訳

項目 (部位別・機器別)	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考
6. 設置工事費(機器設置費等)					
○○工事					
△△					
△△					
小計 ①					
7. 設備費(計測機器費)					
○○設備					
△△					
△△					
小計 ②					
8. エネルギー使用量の計測等に係る事業費 合計 ③=①+②					

省エネルギー性能の表示に係る補助対象事業費の内訳

項目	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考
9. 省エネルギー性能の表示に係る費用					
○○申請費用					
○○表示費用					
小計 ④					

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 適宜、工事種別に項目を立てて記載してください。記入欄は必要に応じて増やしてください。

注3) 仕様欄には、計測機器の性能等、規模がわかる内容を記載してください。

注4) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。

標準単価方式による補助金の額の算定

※建物ごとに作成してください。

建物名		○棟目/計○棟
-----	--	---------

1. 標準単価に基づく補助申請額の算定

建物名							
延べ床面積(a)*1		m2					
省エネ効果(省エネ率)*2 (様式3-3又は様式3-4の省エネ率を転記)		%					
標準単価 (b)	省エネ効果	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上 35%未満	35%以上 40%未満	40%以上
	標準単価(千円/m2) (該当単価に「○」をする)	9	12	15	18	21	24
補助率(c)		1/3					
補助金の額(千円)*3 (a)×(b)×(c) = ①							

*1:延べ床面積を確認するため、建築確認申請書のコピーを提出して下さい。

*2:省エネ効果(省エネ率)は様式3-3又は様式3-4の省エネ率を転記すると共に、小数点第一位を切捨てして下さい。

*3:補助金の額(①)は、様式4-1に転記して下さい。

2. 補助額の算定(採択後の交付申請時に確定)

補助額は、採択後の交付申請において補助対象工事を下記の(1)から(5)に掲げる項目に特定していただき、その費用の合計(以下、「総事業費」という。)に0.85を乗じて算出した額の3分の1以下の額とします。

- (1)省エネルギー改修工事等の費用
- (2)エネルギー使用量の計測等に係る費用
- (3)省エネルギー性能の表示に係る費用
- (4)上記(1)～(3)以外の省エネルギーに関する工事費用
- (5)上記(1)～(4)に関する設計費

$$\text{補助額} = \sum \text{延べ床面積}^1 \times \text{省エネ効果に応じた標準単価}^2 \times 1/3 \leq \sum \text{総事業費}^3 \times 0.85 \times 1/3$$

- 1) 補助申請する当該建物の延べ床面積(m2)
- 2) 上記の表に掲げる省エネ効果に応じた標準単価
- 3) 上記(1)から(5)に掲げる費用の合計

注)採択以降は、標準単価方式から変更することはできませんので、留意してください。

バリアフリー改修工事の概要及び事業費の内訳

※建物ごとに作成してください。

建物名		○棟目/計○棟
-----	--	---------

※1 様式1の提案申請書でバリアフリー改修工事を「実施する」にチェックされた場合は、本様式に沿って施工部位の「工事有」にチェックをして、工事箇所数を記入してください。また、別表4に示した仕様を満足することを確認してチェックをして、工事費を記入してください。様式1で「実施しない」にチェックされた場合は、本様式の提出は必要ありません。

※2 バリアフリー改修工事を実施する工事場所が分かる図面を別添資料1として提出してください。

施工部位	工 事 有	工 事 箇 所 数	別表4に示した仕様を満足することの確認 (満足することを確認したらチェックする)	金額 (単位:千円)	備考
I) 出入口	<input type="checkbox"/>	カ所	<input type="checkbox"/> 幅が80cm以上であること <input type="checkbox"/> 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない(水平部分を設けている)こと		
II) 廊下等	<input type="checkbox"/>	カ所	<input type="checkbox"/> 表面が滑りにくい仕上げであること <input type="checkbox"/> 階段または傾斜路の上端に近接する部分において、点状ブロック等が敷設されていること <input type="checkbox"/> 幅が120cm以上であること <input type="checkbox"/> 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない(水平部分を設けている)こと		
III) 階段	<input type="checkbox"/>	カ所	<input type="checkbox"/> 手すりを設けていること(踊場を除く) <input type="checkbox"/> 表面が滑りにくい仕上げであること <input type="checkbox"/> 段が識別しやすいものであること <input type="checkbox"/> 段がつまずきにくいものであること <input type="checkbox"/> 段がある部分の上端に近接する踊場の部分において、点状ブロック等が敷設されていること		
IV) 傾斜路(スロープ)	<input type="checkbox"/>	カ所	<input type="checkbox"/> 手すりを設けていること(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分を除く) <input type="checkbox"/> 表面が滑りにくい仕上げであること <input type="checkbox"/> 前後の廊下等と識別しやすいものであること <input type="checkbox"/> 傾斜部分の上端に近接する踊場の部分において、点状ブロック等が敷設されていること <input type="checkbox"/> 幅が120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であること <input type="checkbox"/> 勾配が1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であること <input type="checkbox"/> 高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けていること		
V) エレベーター(Ⅵ)に規定するものを除く。)及びその乗降ロビー	<input type="checkbox"/>	カ所	<input type="checkbox"/> かが及び昇降路の出入口の幅が80cm以上であること <input type="checkbox"/> かがの奥行きが135cm以上であること <input type="checkbox"/> 乗降ロビーは高低差が無く、その幅及び奥行きは150cm以上であること <input type="checkbox"/> かが内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置が設けられていること <input type="checkbox"/> かが内に停止予定階・現在位置を表示する装置が設けられていること <input type="checkbox"/> 乗降ロビーに到着するかがの昇降方向を表示する装置が設けられていること		
Ⅵ) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター	<input type="checkbox"/>	カ所	<input type="checkbox"/> 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であること <input type="checkbox"/> かがの幅が70cm以上であること <input type="checkbox"/> かがの奥行きが120cm以上であること <input type="checkbox"/> 車いす使用者がかが内で方向を変更する必要がある場合において、かがの幅及び奥行きが十分確保されたものであること		
Ⅶ) 特殊な構造又は使用形態のエスカレーター	<input type="checkbox"/>	カ所	<input type="checkbox"/> 車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であること		
Ⅷ) 便所	車いす使用者用便房	<input type="checkbox"/>	カ所 <input type="checkbox"/> 腰掛便座、手すり等が適切に設置されていること <input type="checkbox"/> 車いすですりやすい十分な空間が確保されていること		
	水洗器具を設けた便房	<input type="checkbox"/>	カ所 <input type="checkbox"/> 水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房であること		
	男子用小便器	<input type="checkbox"/>	カ所 <input type="checkbox"/> 床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限り) その他これらに類する小便器が設けられていること		
9. バリアフリー改修工事に係る事業費 合計					

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。

建物名		○棟目/計○棟
-----	--	---------

日射調整フィルムに関する添付資料

1. 採用予定の製品名(メーカー名及び製品名・型番は必ず記載してください)

メーカー		製品名・ 型番	
国内実績	(過去3年間の平均の施工建物件数)		件/年

2. フィルム性能

	耐候性試験前	耐候性試験後
遮蔽係数		
熱貫流率	W/m ² ・K	
可視光線透過率	%	

注1) 遮蔽係数、熱貫流率、可視光線透過率及び耐候性の計測・試験方法は、JIS A5759:2016によること

3. 提案建物における年間冷暖房負荷の増減量

	冷房負荷	暖房負荷
改修前(a)	MJ/年	MJ/年
改修後(b)	MJ/年	MJ/年
増減量 (a-b)	MJ/年	MJ/年

注1) フィルムを貼付することにより改修前に比べて冷房負荷および暖房負荷が増減する場合は、必ず計算結果を記入してください。なお、フィルムを貼付することにより改修後の熱負荷が低減されていることを確認ください。また、審査に当たり、必要に応じて算出根拠の提出を求めることがあります。

4. 建築主等におけるフィルム施工に係る留意点の確認状況

※ 建築主等が説明を受け、内容を了解している項目について□を■としてチェックを入れ、建物及びフィルム工事を行う建築主等の名称を記載してください。

<input type="checkbox"/>	JIS A5759:2016(建築窓ガラス用フィルム)に規定する性能を満足することを示す第三者による評価結果を確認している。
<input type="checkbox"/>	熱割れ計算等によって、工事箇所の熱割れの可能性が低いことを確認している。
<input type="checkbox"/>	将来、フィルムを貼り替える必要が生じる可能性があることを承知している。
<input type="checkbox"/>	専門の技能を有する者(ガラス用フィルム施工技能士等)の施工が必要であることを承知している。
<input type="checkbox"/>	電波障害が生じる可能性がある製品があるなど、フィルムの特性を承知している。

注1) 審査に当たり、必要に応じて日射調整フィルムがJISで規定する性能を満足することを示す第三者による評価結果、施工者がガラス用フィルム施工技能士であることを示す書類を提出いただくことがあります。

注2) ガラス用フィルム施工技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級ガラス用フィルム施工技能士をいいます。

注3) 応募時点で施工者は未定であっても提案は可能ですが、採択後の交付申請時に技能者による施工であることを示す書類を提出していただきます。

なお、これに反する場合は採択の取り消しとなることがありますので、ご注意ください。

建築主等 *	
--------	--

*: 法人の場合には、法人名、代表者名(役職名、氏名)、個人の場合には氏名を記載してください。

所定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと及びその表示を確約する念書

事業完了後に、所定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと及びその表示を行うことを確約する念書です。各項目を確認して、□を■としてチェックしてください。

所定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと

本事業が採択された場合は、上記建物が改修後に所定の省エネルギー性能であることの第三者評価を受け、その評価結果を補助事業完了実績報告書と併せて提出します。

所定の省エネルギー性能を満足していない場合は、補助金の交付が受けられないことを確認します。

省エネルギー性能の表示を行うこと

事業完了後に、第三者評価を受けた評価結果を当該建物にプレート等を設置、表示します。

本補助事業の対象建物の建築主である _____(代表者名等)* は、上記2項目について内容を確認し実施することを確約いたします。

*: 法人の場合には、法人名、代表者名(役職名、氏名)、個人の場合には氏名を記載してください。

事業名		
建物名		○棟目／計○棟

法人の場合	法人名	フリガナ -----	
	代表者名	部署名	役職名
フリガナ -----			
個人の場合	氏名	フリガナ -----	

建物名		○棟目／計○棟
-----	--	---------

■耐震性に関するチェック項目

項目	チェック項目	確認
①	提案する建築物が、耐震性を有している※か？ 該当する項目の□を■としてチェック 「有している」にチェックされた方は、下記②にお進みください。(③のチェックは不要です) 「有していない」にチェックされた方は、下記③にお進みください。	有している <input type="checkbox"/>
	提案する建築物のすべての部分が耐震性を有する場合にのみ耐震性を「有している」にチェックしてください。耐震性を満たしていない部分が一部でもある場合には、耐震性を「有していない」にチェックして下記③にお進みください。	有していない <input type="checkbox"/>
②	交付申請時に以下の書面のいずれかを提出していただきます。了解した場合は□を■としてチェック イ) 表示登記がなされた日付が昭和58年4月1日以降である登記事項証明書 ロ) 建築確認がなされた日付が昭和56年6月1日以降である建築確認検査済証等 ハ) その他耐震性を有することを証明する書類(耐震診断の結果等)	<input type="checkbox"/>
③	完了実績報告時に以下の書面を提出していただきます。了解した場合は□を■としてチェック イ) 耐震性を有することを証明する書類(耐震診断の結果等)	<input type="checkbox"/>

※『耐震性を有する』とは新耐震基準(昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令第3章および第5章の4に規定する基準をいう。)に適合、又は、耐震改修促進法に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」(平成18年国土交通省告示185号)に適合しているものを表す。

応募書類のチェック表

■ 提案書類のチェック

様式	タイトル	主なチェック項目	確認
様式1	提案申請書	応募番号を正しく記載しているか	<input type="checkbox"/>
		代表提案者の法人または個人の区分に応じて正しい欄に記載しているか	<input type="checkbox"/>
		代表提案者は本補助金の交付を受けて事業を行う建築主等であるか	<input type="checkbox"/>
様式2-1	フェイスシート	事業登録時の確認画面を添付しているか	<input type="checkbox"/>
様式2-2	補助事業の実施体制	提案者以外の作業協力者(改修工事、計測・管理の役割)が決まっている場合、記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式2-3	補助事業の実施場所の概要 (複数棟)	提案建物数毎の実施場所の概要を記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式3-1	提案事業の概要	令和7年3月末までの事業完了となっているか	<input type="checkbox"/>
様式3-2	改修割合の算定シート	改修割合を適切に算定及び記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式3-3	省エネ効果の計算シート	改修工事内容別の省エネ効果を適切に算定及び記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式3-4	省エネ効果の計算シート <簡易計算用>	改修工事内容別の省エネ効果を適切に算定及び記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式3-5	省エネ効果等の計算根拠	省エネ効果の計算根拠を記入上の留意点に沿って記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式3-6	エネルギー計測・管理の概要	エネルギー使用量の把握の方法及び活用方法が選択されているか	<input type="checkbox"/>
		設備単体の計測を行う場合のみ、エネルギーの計測・管理に関する提案内容が記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式4-1	事業計画及び補助申請額	計測等に係る補助対象事業費が建設工事等に係る事業費の10%以内となっているか	<input type="checkbox"/>
		各費用は千円未満切り捨てとして記載しているか	<input type="checkbox"/>
		補助申請額(建設工事等とエネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能の表示の場合)が附帯事務費を含め5,000万円以下となっているか	<input type="checkbox"/>
		バリアフリー改修工事を行う場合、補助申請額が附帯事務費を含め2,500万円以下となっているか	<input type="checkbox"/>
		バリアフリー改修工事の補助申請額が、省エネ改修における建設工事等とエネルギー使用量の計測等を合計した補助申請額以下となっているか	<input type="checkbox"/>
様式4-2	省エネ改修における建設工事等に係る事業費の内訳	日射調整フィルムを提案する場合、当該工事費を金額の欄、1/2とした工事費を備考欄に記載しているか	<input type="checkbox"/>
		補助対象とならないものを計上していないか	<input type="checkbox"/>
様式4-3	エネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能を証明等に係る補助対象事業費の内訳	補助対象とならないものを計上していないか	<input type="checkbox"/>
様式4-4	標準単価方式による補助金の額の算定	様式3-3又は様式3-4の省エネ率の転記は正しいか	<input type="checkbox"/>
		省エネ率の小数点第一位を切り捨てて記入しているか	<input type="checkbox"/>
		建築確認申請書のコピーを添付しているか (標準単価方式を選択した場合は、必ず提出してください)	<input type="checkbox"/>
様式4-5	バリアフリー改修工事の概要及び事業費の内訳	バリアフリー改修工事の工事場所在正しくチェックされているか	<input type="checkbox"/>
		各施工部位で別表4に示した仕様をすべて満足していることを確認しているか	<input type="checkbox"/>
		各施工部位の工事箇所数及びその金額が正しく計上されているか	<input type="checkbox"/>
別添様式1	日射調整フィルムに係る添付資料	メーカー、製品名・型番、フィルム性能、年間冷暖房負荷の増減量を記載しているか	<input type="checkbox"/>
		フィルム施工に係る留意点を全て確認しチェックがされているか	<input type="checkbox"/>
別添様式2	一定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと及びその表示を確約する念書	所定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと及びその表示を確約しチェックがされているか	<input type="checkbox"/>
		代表提案者の法人または個人の区分に応じて正しい欄に記載しているか	<input type="checkbox"/>
別添様式3	耐震性に関するチェック項目	対象建物の耐震性に関して該当する項目にチェックがされているか	<input type="checkbox"/>
別添資料1	改修対象範囲等を明示した図面類	躯体の改修割合の算定根拠やバリアフリー改修工事を実施する場合の工事場所在明示した図面(A3又はA4サイズ)が添付されているか	<input type="checkbox"/>
別添資料2	エネルギー使用量等の計測範囲・方法を明示した図面類	設備単体の計測を行う場合のみ、計測範囲や計測方法を図面(A3又はA4サイズ)に明示しているか	<input type="checkbox"/>

機器一覧表
(記入例)

機器一覧表 空調設備・熱源設備

改修前設備		機器仕様(1台当り)						台数	能力合計		エネルギー消費量(1時間当り)				備考	
補助対象	機器番号	機器名称	能力		電力		燃料		冷房	暖房	電力消費量		燃料消費量			
			冷房	暖房	冷房	暖房	冷房				暖房	冷房	暖房	冷房		暖房
		kW		kW		m3/h kg/h		m3/h kg/h		kW		kWh		m3, kg		
		(記入例)														
補助対象 外設備	×××	△△冷水発生機	***	***	**	**	***	***	*	***	***	**	**	***	***	
	×××	〇〇ヒートポンプチャラー	***	***	***	***			*	***	***	***	***			
	×××	△△ポンプ			***				*			***				
	×××	〇〇冷却塔			***				*			***				
	×××	〇〇ヒートポンプエアコン	***	***	***	***			*	***	***	***	***			
	×××	〇〇ヒートポンプエアコン	***	***	***	***			*	***	***	***	***			
	×××	△△ヒートポンプエアコン	***	***	**	**	**	**	*	***	***	**	**	**	**	**
	×××	△△ヒートポンプエアコン	***	***	**	**	**	**	*	***	***	**	**	**	**	**
		計							a	b	c	d	e	f		
補助対象 設備		(記入例)														
	×××	△△冷水発生機	***	***	**	**	***	***	*	***	***	**	**	***	***	
	×××	〇〇ヒートポンプチャラー	***	***	***	***			*	***	***	***	***			
	×××	△△ポンプ			***				*			***				
	×××	〇〇冷却塔			***				*			***				
	×××	〇〇ヒートポンプエアコン	***	***	***	***			*	***	***	***	***			
	×××	〇〇ヒートポンプエアコン	***	***	***	***			*	***	***	***	***			
	×××	△△ヒートポンプエアコン	***	***	**	**	**	**	*	***	***	**	**	**	**	**
	×××	△△ヒートポンプエアコン	***	***	**	**	**	**	*	***	***	**	**	**	**	**
			計							g	h	i	j	k	l	
		V: 燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物エネルギー消費性能基準等」に定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年1月29日、国土交通省告示第265号)別表第1による値としてください。同表に記載されていないものは、組成等の実況による数値を使用してください。							熱量換算 MJ	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	
		機器効率を搬送設備、二次側設備を含めて算定する場合は、以降の「空調設備・搬送設備」、「空調設備・二次側設備」一覧表中の熱量換算値“g”、“k”を右欄の“s”、“t”に加算して算出して下さい。							合計	冷房	暖房	s = o+q t = p+r				
		設備能力合計							効率 (一次エネルギー換算)	冷房	暖房	u = m/s v = n/t				
		改修割合(設備能力比による場合)							冷房	暖房	w = a+g x = b+h y = g/w z = h/x					

改修後設備		機器仕様(1台当り)						台数	能力合計		エネルギー消費量(1時間当り)				備考	
補助対象	機器番号	機器名称	能力		電力		燃料		冷房	暖房	電力消費量		燃料消費量			
			冷房	暖房	冷房	暖房	冷房				暖房	冷房	暖房	冷房		暖房
		kW		kW		m3/h kg/h		m3/h kg/h		kW		kWh		m3, kg		
		(記入例)														
補助対象 設備	×××	ガス冷水発生機	***	***	**	**	***	***	*	***	***	**	**	***	***	
	×××	電動ヒートポンプチャラー	***	***	***	***			*	***	***	***	***			
	×××	冷却水ポンプ			***				*			***				
	×××	冷却塔			***				*			***				
	×××	空冷パッケージエアコン	***	***	***	***			*	***	***	***	***			
	×××	空冷パッケージエアコン	***	***	***	***			*	***	***	***	***			
	×××	ガスヒートポンプエアコン	***	***	**	**	**	**	*	***	***	**	**	**	**	**
	×××	ガスヒートポンプエアコン	***	***	**	**	**	**	*	***	***	**	**	**	**	**
		計							g'	h'	i'	j'	k'	l'		
		V: 燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物エネルギー消費性能基準等」に定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年1月29日、国土交通省告示第265号)別表第1による値としてください。同表に記載されていないものは、組成等の実況による数値を使用してください。							熱量換算 MJ	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	
		機器効率を搬送設備、二次側設備を含めて算定する場合は、以降の「空調設備・搬送設備」、「空調設備・二次側設備」一覧表中の熱量換算値“g”、“k”を右欄の“s'”、“t'”に加算して算出して下さい。							合計	冷房	暖房	s' = o'+q' t' = p'+r'				
		設備能力合計							効率 (一次エネルギー換算)	冷房	暖房	u' = m'/s' v' = n'/t'				

機器一覧表 空調設備・搬送設備

改修前設備							
補助対象	機器番号	機器名称	機器仕様(1台当り)	台数 (b)	合計(a X b)		備考
			能力 kW (a)		能力 kW	電力消費量 kWh	
補助対象 外設備		(記入例)					
	×××	△△ポンプ	***	*	***		
	×××	△△ポンプ	***	*	***		
計				*	c		
補助対象 設備		(記入例)					
	×××	〇〇ポンプ	***	*	***		
	×××	〇〇ポンプ	***	*	***		
計				熱量換算 MJ	d		
<small>V: 燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年1月29日、国土交通省告示第265号)別表第1による値としてください。同表に記載されていないものは、組成等の実況による数値を使用してください。</small>					$d \times 3.6$	$d \times V$	
設備能力合計					g = c+d		
改修割合(設備能力比による場合)					h = d/g		

改修後設備							
補助対象	機器番号	機器名称	機器仕様(1台当り)	台数 (b')	合計(a' X b')		備考
			電力 kW (a')		能力 kW	電力消費量 kWh	
補助対象 設備		(記入例)					
	×××	〇〇ポンプ	***	*	***		
	×××	〇〇ポンプ	***	*	***		
計				熱量換算 MJ	d'		
<small>V: 燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年1月29日、国土交通省告示第265号)別表第1による値としてください。同表に記載されていないものは、組成等の実況による数値を使用してください。</small>					$d' \times 3.6$	$d' \times V$	

機器一覧表
(記入例)

機器一覧表 空調設備・二次側設備

改修前設備		機器仕様(1台当り)				台数	能力合計		エネルギー消費量(1時間当り)		備考	
補助対象	機器番号	機器名称	能力		電力		冷房	暖房	電力消費量			
			冷房	暖房	冷房				暖房	冷房		暖房
			kW	kW	kW	kW			kWh	kWh		
		(記入例)										
補助対象 外設備	×××	天井カセット型△△	***	***	**	**	*	***	***	**	**	
	×××	床置型△△	***	***	***	***	*	***	***	***	***	
	×××	天吊型△△	***	***	***	***	*	***	***	***	***	
	×××	壁掛型△△	***	***	***	***	*	***	***	***	***	
未改修・改修予 定機器												
計						*	a	b	c	d		
補助対象 設備		(記入例)										
	×××	天井カセット型○○	***	***	**	**	*	***	***	**	**	
	×××	床置型○○	***	***	***	***	*	***	***	***	***	
	×××	天吊型○○	***	***	***	***	*	***	***	***	***	
改修予定機器												
計							e	f	j	h		
V: 燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年1月29日、国土交通省告示第265号)別表第11による値としてください。同表に記載されていないものは、組成等の実況による数値を使用してください。						熱量換算 MJ	e × 3.6	f × 3.6	j × V	h × V		
							i	j	k	l		
設備能力合計						冷房	m = a + e					
						暖房	n = b + f					
改修割合改修割合(設備能力比による場合)						冷房	o = e / m					
						暖房	p = f / n					

改修後設備		機器仕様(1台当り)				台数	能力合計		エネルギー消費量(1時間当り)		備考	
補助対象	機器番号	機器名称	能力		電力		冷房	暖房	電力消費量			
			冷房	暖房	冷房				暖房	冷房		暖房
			kW	kW	kW	kW			kWh	kWh		
		(記入例)										
補助対象 設備	×××	天井カセット型○○	***	***	**	**	*	***	***	**	**	
	×××	床置型○○	***	***	***	***	*	***	***	***	***	
	×××	天吊型○○	***	***	***	***	*	***	***	***	***	
改修予定機器												
計							e'	f'	j'	h'		
V: 燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年1月29日、国土交通省告示第265号)別表第11による値としてください。同表に記載されていないものは、組成等の実況による数値を使用してください。						熱量換算 MJ	e' × 3.6	f' × 3.6	j' × V	h' × V		
							i'	j'	k'	l'		

機器一覧表
(記入例)

機器一覧表 給湯設備・熱源設備

改修前設備										
補助対象	機器番号	機器名称	機器仕様(1台当り)			台数	能力合計	エネルギー消費量(1時間当り)		備考
			能力	電力	燃料			電力消費量	燃料消費量	
			kW	kW	m3/h kg/h			台	kW	
補助対象 外設備		(記入例)								
	×××	△△ボイラー	***	**	***	*	***	**,*	***	
	×××	〇〇ヒートポンプ給湯機	***	***		*	***	***		
	×××	△△ポンプ		***		*		***		
	×××	〇〇ポンプ		***		*		***		
	計						a	b	c	
補助対象 設備		(記入例)								
	×××	△△ボイラー	***	**	***	*	***	**,*	***	
	×××	〇〇ヒートポンプ給湯機	***	***		*	***	***		
	×××	△△ポンプ		***		*		***		
	×××	〇〇ポンプ		***		*		***		
	計						d	e	f	
改修予定 機器			V:燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年1月29日、国土交通省告示第265号)別表第1による値としてください。同表に記載されていないものは、組成等の実況による数値を使用してください。			熱量換算 MJ	$d \times 3.6$ g	$e \times V$ h	$f \times V$ i	
						合計	j = h+i			
						効率(一次エネルギー換算)	k=g/j			
設備能力合計						l = a+d				
改修割合(設備能力比による場合)						m = d/l				

改修後設備										
補助対象	機器番号	機器名称	機器仕様(1台当り)			台数	能力合計	エネルギー消費量(1時間当り)		備考
			能力	電力	燃料			電力消費量	燃料消費量	
			kW	kW	m3/h kg/h			台	kW	
補助対象 設備		(記入例)								
	×××	ガス温水ボイラー	***	**	***	*	***	**,*	***	
	×××	電動ヒートポンプ給湯機	***	***		*	***	***		
	×××	給水ポンプ		***		*		***		
	×××	温水ポンプ		***		*		***		
	計						d'	e'	f'	
改修予定 機器			V:燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年1月29日、国土交通省告示第265号)別表第1による値としてください。同表に記載されていないものは、組成等の実況による数値を使用してください。			熱量換算 MJ	$d' \times 3.6$ g'	$e' \times V$ h'	$f' \times V$ i'	
						合計	j' = h' + i'			
						効率(一次エネルギー換算)	k' = g'/j'			

機器一覧表	高機能換気設備
-------	---------

1-1) 換気対象室名 : *階 ***室 (換気対象室を図面で明示して下さい)

1-2) 高機能換気設備 :

改修前設備						
機器番号	製造会社	型番	a	b	c=a×b	d
			処理風量 m3/h・台	台数 台	処理風量 m3/h	熱交換率 %
1-1	●●会社	A123	***	*	***	—
1-2	同上	B123	***	*	***	—
1-3	同上	C123	***	*	***	—
2-1	同上	A456	***	*	***	—
2-2	同上	B456	***	*	***	—
2-3	同上	C789	***	*	***	—
合計			—	**	*,***	—

改修後設備						
機器番号	製造会社	型番 ^{※1}	a	b	c=a×b	d
			処理風量 m3/h・台	台数 台	処理風量 ^{※1} m3/h	熱交換率 ^{※1,※2} %
1-1	△△会社	a123	***	*	***	**
1-2	同上	b123	***	*	***	**
1-3	同上	c123	***	*	***	**
2-1	同上	a456	***	*	***	**
2-2	同上	b456	***	*	***	**
2-3	同上	c789	***	*	***	**
合計			—	**	*,***	—

※1: 導入する高機能換気設備について、処理風量、熱交換効率が分かる資料(仕様表等)を提出して下さい。

※2: 熱交換効率40%以上であること

(参考：採択後の交付申請において提出)

補助事業者等に関する確認書

下記1.～4.の各項目について、該当する項目にチェックを入れてください。

1. 本補助事業において、以下の(1)～(3)の関係にある会社から行う調達の有無。

- (1) 100%同一の資本に属するグループ会社
- (2) 補助金申請者の関係会社(財務諸表等規則第8条第8項で定めるもの。上記(1)を除く。)
- (3) 補助金申請者の役員である者(親族を含む)又はこれらの者が役員に就任している法人

(1)～(3)の関係にある会社からの調達は一切ない。

(1)～(3)の関係にある会社からの調達がある。

(1)～(3)の関係にある会社からの調達がある場合には、価格の妥当性を確認するため、3者以上からの見積り結果の添付を求めます。

2. 過去3カ年度内に国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において補助金返還命令を受けたこと。

該当無し 該当有り

3. 暴力団又は暴力団員であること、及び暴力団又は暴力団員と不適切な関係にあること。

該当無し 該当有り

4. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第17条(決定の取消)に該当した場合は、他府省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に当該返還事案の概要(法人又は申請者名・補助金名・交付決定額・補助事業の実施期間・返還を生じた理由・講じられた措置の内容等)を提供することがあります。

上記4の内容について 同意する

- ・2. 3. において該当のある事業者は、原則として補助金の申請をすることができません。
- ・4. において個人情報の使用について同意して頂けない場合は、交付申請を受け付けられません。
- ・本確認書に虚偽の記載をし、記載内容が事実と相違していることが発覚した場合は、補助金の全額返還を求めることがあります。

令和 年 月 日

事業名：
代表提案者：